令和6年5月改訂版

# くらしの中の選挙




公益財団法人 明るい選挙推進協会



# 選挙をよく知り、よりよいくらしや社会づくりに参加しましょう。

私たちが、よりよいくらしを願って、私たちの代わりにその思いを実現してくれる人々を選ぶ、それが「選挙」です。

ところが若い有権者を中心に投票を棄権する人が後を絶たず、特に地方選挙では投票率が50%を割ることも珍しくありません。国やまちの行方を決める選挙が、一部の人の意見で決まってしまっては、健全な民主主義社会とは言えません。

ベストな候補者がいなければ、ベターな候補者を選ぶなど、棄権することなく、大切な一票を有効にいかすために、この冊子で「選挙」について学んでいきましょう。

## 選挙とは？

国会議員、都道府県知事、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村議会議員のような公職に就く人を投票で選ぶこと。日本国憲法第15条は「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」とし、また「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と規定しています。私たちが選挙をするにあたっては、その行為を誰からも侵されてはならないし、侵すこともできないのです。そしてこの理念に基づく選挙が行われることによって、わが国の民主政治が支えられています。



## 目　次


**1 選挙権と被選挙権……4**

**2 選挙人名簿……6**
- 被登録資格／閲覧／登録の抹消

**3 選挙の種類……8**
- 衆議院議員総選挙
- 参議院議員通常選挙
- 地方選挙
- 特別の選挙（国政／地方選挙）

**4 任期と選挙期日…… 12**

**5 選挙管理機関…… 14**
- 中央選挙管理会
- 都道府県の選挙管理委員会
- 参議院合同選挙区選挙管理委員会
- 市区町村の選挙管理委員会
- 選挙会・選挙長／投票管理者／開票管理者
- 投票立会人／開票立会人／選挙立会人

**6 立候補…… 16**
- 立候補の届出
- 通称使用の申請
- 立候補の届出期間
- 立候補の辞退等
- 政党等の要件
- 供託
- 立候補の禁止と制限
- 立候補届の受理
- 候補者の異動

**7 選挙運動の方法…… 20**
- 選挙運動の期間
- 選挙運動の方法
- 文書図画
- インターネット選挙運動
- 言論・その他

**8 選挙運動の費用…… 26**
- 選挙運動費用の会計
- 法定選挙費用
- 選挙公営

**9 選挙時の政治活動…… 30**
- 政党など政治活動を行う団体が選挙時に規制される政治活動
- 選挙時の確認団体の政治活動
- 選挙時の推薦団体の政治活動

**10 投票区と開票区…… 32**

**11 投票…… 34**
- 投票時間・投票所の開閉
- 投票所入場券・投票所案内など
- 投票所への同伴
- 代理投票と点字投票
- 自書式投票と記号式投票
- 電子投票
- 選挙による投票方法の違い
- 期日前投票制度
- 不在者投票制度
- 在外選挙制度

**12 開票…… 44**
- 開票に関わる人
- 開票所の場所
- 開票の日時
- 開票の参観
- 開票の手続
- 投票の効力

**13 当選人の決定…… 48**
- 選挙会の開催から当選証書の付与まで
- 比例代表選挙以外の選挙での当選人の決定
- 衆議院比例代表選挙の当選人の決定
- 参議院比例代表選挙の当選人の決定

**14 選挙違反とその罰則…… 50**
- 選挙違反の主なケース
- 当選無効
- 連座制
- 選挙権・被選挙権の停止

**15 選挙に関する争訟…… 54**
- 争訟の種類
- 争訟の手続

**16 寄附の禁止…… 56**
- 政治家からの寄附禁止
- 後援団体からの寄附禁止
- 政治家の関係会社などからの寄附禁止
- その他の寄附制限

**17 憲法改正国民投票…… 58**

**資料…… 60**

# 1 選挙権と被選挙権

私たちは、18歳になると、私たちの代表を選挙で選ぶことのできる権利を有します。これが「選挙権」。そして、その後ある年齢になると、今度は選挙に出て皆さんの代表になる資格ができます。これが「被選挙権」。どちらも、私たちみんながよりよい社会づくりに参加できるように定められた、大切な権利です。

## 選挙権

選挙権を持つためには、必ず備えていなければならない条件（積極的要件）と、ひとつでも当てはまった場合、選挙権を失う条件（消極的要件）があります。

| | 備えていなければならない条件 | 権利を失う条件 |
|---|---|---|
| 衆議院議員・参議院議員の選挙 | ・日本国民で満18歳以上であること<br>18年目の誕生日の前日の午前0時から満18歳とされます。 | 1.禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者<br>2.禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）<br>3.公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間（被選挙権は10年間）を経過しない者。または刑の執行猶予中の者<br>4.選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者<br>5.公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者<br>6.政治資金規正法に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者 |
| 知事・都道府県議会議員の選挙 | ・日本国民で満18歳以上であり、引き続き3カ月以上その都道府県内の同一の市区町村に住所のある者<br>上記の人が引き続き同一都道府県内の他の市区町村に住所を移した場合も含む※。 | |
| 市区町村長・市区町村議会議員の選挙 | ・日本国民で満18歳以上であり、引き続き3カ月以上その市区町村に住所のある者 | |

※知事・都道府県議会議員の選挙において、同一都道府県内の他の市区町村に住所を移した場合、従来は1回に限り、選挙権を認めることとされていました。（2回以上住所を移した場合に当該都道府県の選挙の選挙権を失うこととされていました）。これは選挙権の有無の認定が技術的に困難であったなどの理由からですが、住民基本台帳ネットワークが構築されたことにより、住所を移した回数にかかわらず、都道府県の区域内に引き続き住所を有している事実は確認可能となったことから、平成28年12月の改正により同一都道府県内に引き続き住所を有している者について、市町村を単位として2回以上住所を移した場合にも都道府県の選挙の選挙権が認められることとなりました。




# 被選挙権

被選挙権は、皆さんの代表として国会議員や知事･都道府県議会議員、市区町村長･市区町村議会議員に就くことのできる権利です。ただし、一定の資格があり、それを持つには次の条件を備えていることが必要です。また、被選挙権を失う条件は、選挙権と同様です。
（選挙権の表を参照してください。）

| | 備えていなければならない条件 |
|---|---|
| 衆議院議員 | 日本国民で満25歳以上であること。 |
| 参議院議員 | 日本国民で満30歳以上であること。 |
| 都道府県知事 | 日本国民で満30歳以上であること。 |
| 都道府県議会議員 | 日本国民で満25歳以上であること。<br>その都道府県議会議員の選挙権をもっていること。 |
| 市区町村長 | 日本国民で満25歳以上であること。 |
| 市区町村議会議員 | 日本国民で満25歳以上であること。<br>その市区町村議会議員の選挙権を持っていること。 |




被選挙権の資格年齢は、選挙期日（投票日）に達していればよいから、立候補の時点ではまだその年齢でなくてもよいのよ。

選挙ミニ知識①

## 「選挙権の歴史」

明治22年に大日本帝国憲法が制定されるのに伴い、衆議院議員選挙法が定められました。このとき、選挙権は、満25歳以上の男子で15円以上の国税を納める者に限られており、明治23年に初めて行われた衆議院議員総選挙の有権者数は45万人で、当時の総人口の約1.1%に過ぎませんでした。

その後、大正14年に普通選挙法が成立。納税要件が廃止され、満25歳以上の男子の全てが選挙権を有する、男子による普通選挙が実現しました。

第二次世界大戦後の昭和20年に衆議院議員選挙法が改正され、満20歳の男女すべてに選挙権が認められ、完全普通選挙制度が確立されました。

**【18歳以上に選挙権年齢引下げ】**

平成19年に憲法改正手続きに関する法律が成立し、投票権年齢は18歳以上とされました。ただし、附則で、施行日までの間に公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢など関連法の規定について見直し、必要な法制上の措置を講じることとされました。しかし関連法の見直しができずに施行期日が過ぎてしまったため、平成26年に同法が改正され、投票権年齢は4年後から自動的に18歳以上になるようにするとともに、引き続き公選法等関連法の見直しを行うこととされました。これを受け、平成27年6月17日、民法の成人年齢に先行して選挙権年齢を「満20年以上」から「満18年以上」に引き下げる公選法の改正案が成立しました。選挙権年齢の改正では昭和20年以来、実に70年ぶりの改正でした。（平成27年6月19日公布、平成28年6月19日施行）

諸外国では選挙権年齢が満18歳以上である国がほとんどで、我が国でも若者の声が、より政治に反映されることが期待されます。

# 2 選挙人名簿

選挙権を持っていても、実際に投票するためには、市区町村の選挙管理委員会が作成し、管理する名簿に登録されていなければなりません。この名簿のことを選挙人名簿といいます。選挙人名簿は、すべての選挙に共通して使われます。これは、正しい選挙を円滑に行うための大切な制度です。

## 被登録資格

選挙人名簿に登録されるのは、その市区町村に住所を持つ年齢満18歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き3箇月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている人です。選挙人名簿への登録は、毎年3月、6月、9月、12月（登録月）の1日に定期的に行われるとともに（定時登録）※、選挙の際にも行われます（選挙時登録）。

これに加え、平成28年1月の法改正により、下記の場合にも旧住所地において選挙人名簿への登録がされることになりました（平成28年6月19日施行）。

・旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上である17歳の人が転出後4箇月以内に、新住所地において18歳となったが、新住所地における住民票登録期間が3箇月未満である場合。

・旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上である18歳以上の人が選挙人名簿に登録される前に転出をしてから4箇月以内で、かつ新住所地における住民票の登録期間が3箇月未満である場合。

これにより住所の移動に伴う選挙人名簿への未登録が防止され、住所を移動した場合においても、旧住所地において投票する、または旧住所地の選管に不在者投票用紙の請求を行い、現住所地で投票することができるようになりました。

※以前は登録基準日が登録月（3月、6月、9月、12月）の1日で、翌2日が登録日とされていましたが、平成28年12月の改正により定時登録の登録基準日と登録日が同一日とされました。併せて登録月の1日が休日の場合は、翌開庁日に繰り延べることができるようになりました（選挙期間中を除く）。




## 閲覧

選挙人名簿は、常に選挙人の目に触れさせることで正確さを期せるよう、その抄本を閲覧できるように定められています。
具体的には、次のような場合に閲覧できます。

(1)選挙人名簿の登録の有無を確認する場合
(2)公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む)を行うために必要な場合
(3)統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために必要な場合

なお、選挙期日の公示または告示の日から選挙期日の5日後までの間は原則として閲覧できません。

※以前は選挙人名簿の内容確認手段について、新たに選挙人名簿に登録された有権者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を登録後の一定期間縦覧に供していました。しかし縦覧の件数が極めて少ないことや個人情報保護の要請が高まっていること等から、平成28年12月の改正により縦覧を廃止し、選挙人名簿の内容を確認する手続を閲覧に一本化することとされました。

## 登録の抹消

選挙人名簿に登録されている人が、次の事項にあてはまったときは、その人はただちに名簿から抹消されます。

(1)死亡、または日本国籍を喪失したとき
(2)他の市区町村に転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4箇月を経過したとき
(3)国外転出時に出国時申請を行い、在外選挙人名簿への登録の移転をすることとなったとき
(4)登録されるべきでなかった者が誤って登録されていることが判明したとき

※選挙権を停止された人の場合は、抹消されるのではなく、その旨の表示がされます。
選挙権を回復すれば、その表示は消されます。

# 3 選挙の種類

「選挙」は、大きく2つの分類に分けられます。ひとつは、どんな公職の人を選ぶかという分類です。国会議員や都道府県知事・都道府県議会議員、市区町村長・市区町村議会議員など選ぶ対象が定められています。もうひとつは、「選挙」を行うべき理由（選挙事由）での分類です。任期満了、議会の解散、議員の欠員など選挙を行う理由が定められています。

## 衆議院議員総選挙

総選挙とは、衆議院議員の全員を選ぶために行われる選挙のことです。小選挙区選挙と比例代表選挙が、同じ投票日に行われます。総選挙は、衆議院議員の任期満了（4年）によるものと、衆議院の解散によって行われるものの2つに分けられます。
衆議院議員の定数は465人で、うち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員です。

**ワンポイントガイド**

衆議院の小選挙区の区割りは国勢調査で調べた人口をもとに原則10年ごとに見直されます。

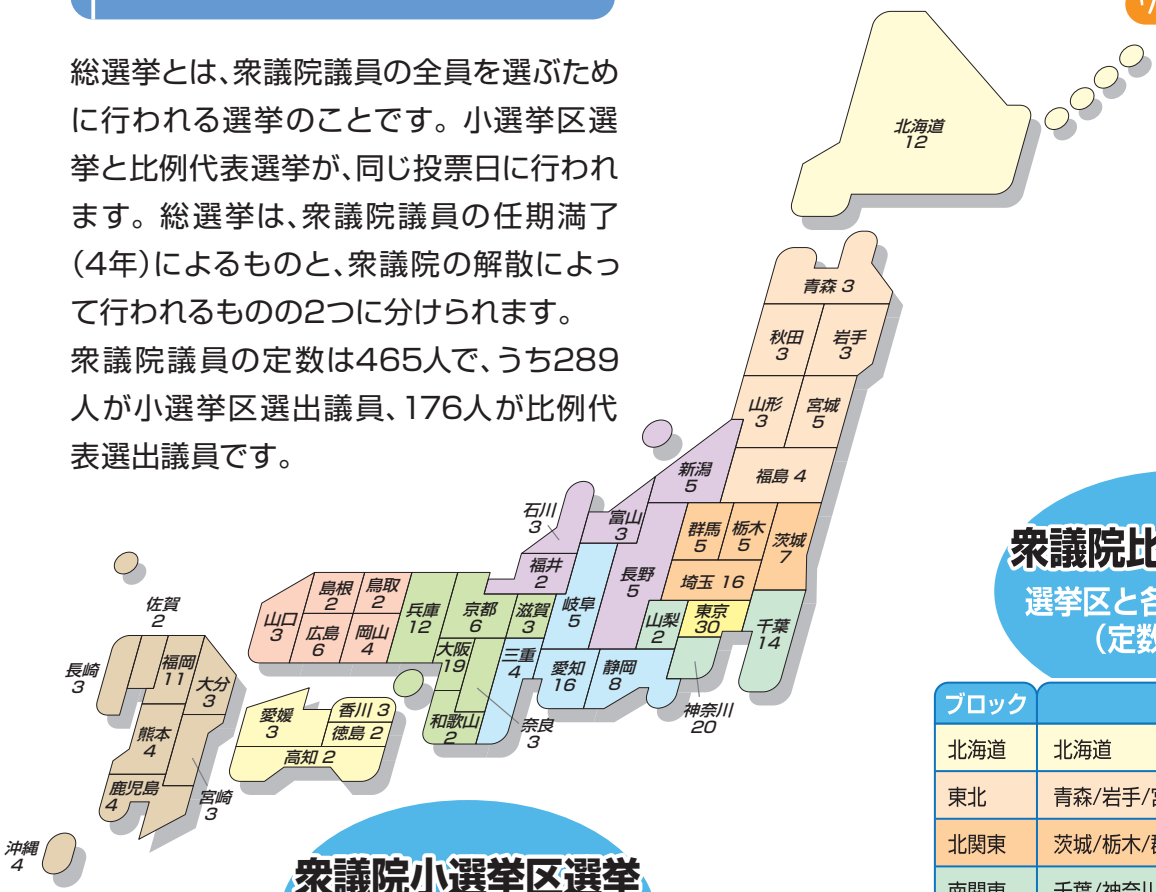


**衆議院小選挙区選挙**
各都道府県別選挙区数
（定数289人）

**衆議院比例代表選挙**
選挙区と各選挙区別定数
（定数176人）

| ブロック | 都道府県 | 定数 |
|---|---|---|
| 北海道 | 北海道 | 8 |
| 東北 | 青森/岩手/宮城/秋田/山形/福島 | 12 |
| 北関東 | 茨城/栃木/群馬/埼玉 | 19 |
| 南関東 | 千葉/神奈川/山梨 | 23 |
| 東京都 | 東京 | 19 |
| 北陸信越 | 新潟/富山/石川/福井/長野 | 10 |
| 東海 | 岐阜/静岡/愛知/三重 | 21 |
| 近畿 | 滋賀/京都/大阪/兵庫/奈良/和歌山 | 28 |
| 中国 | 鳥取/島根/岡山/広島/山口 | 10 |
| 四国 | 徳島/香川/愛媛/高知 | 6 |
| 九州 | 福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/宮崎/鹿児島/沖縄 | 20 |

※衆議院議員小選挙区の都道府県別定数配分は、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき、「アダムズ方式」により行うこととされています。
比例代表の選挙区（ブロック）別定数配分も同様です。
令和2年大規模国勢調査の結果に基づく、小選挙区の区割り改定（25都道府県140選挙区（5都県で定数が1～5増加、10県で定数が1減少））と比例代表の選挙区別定数の改正（2ブロックで定数が1～2増加、3ブロックで定数が1減少）が行われています（令和4年12月28日施行、施行日以後の総選挙から適用）。




# 参議院議員通常選挙

参議院議員の半数を選ぶための選挙です。
参議院に解散はありませんから、常に任期満了（6年）によるものだけです。
ただし、参議院議員は3年ごとに半数が入れ替わるよう憲法で定められていますので、3年に1回、定数の半分を選ぶことになるのです。
参議院議員の定数は248人で、うち100人が比例代表選出議員、148人が選挙区選出議員ですが、半数改選のため、各通常選挙で選出される議員数は、比例代表選出議員50人、選挙区選出議員74人です。



## 参議院比例代表選挙

全国の都道府県
全体を通じて行われます。
（改選定数50人）




## 参議院選挙区選挙

選挙区と各選挙区別定数
（改選定数74人）




※平成27年の公職選挙法の改正により4県2合区を含む10増10減が導入され、平成28年参議院議員通常選挙から適用されました。併せて上記改正法附則においては、平成31年の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて必ず結論を得る旨が規定されました。
これを受け、各党間での議論を経て平成30年7月に選挙区選挙における定数増（2人）による較差の縮小および比例代表選挙における定数増（4人）と特定枠制度の導入を内容とする改正が行われました（平成30年7月25日公布、平成30年10月25日施行）。比例代表選挙については、これまでの非拘束名簿式を基本的に維持しつつ、全国的な支持基盤を有するとはいえないが国政上有為な人材あるいは民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなることを目的に特定枠制度が導入されました。

## 地方選挙

### ●一般選挙（地方の議会）

一般選挙とは、都道府県や市区町村（地方公共団体）の議会の議員の全員を選ぶ選挙のことです。任期満了（4年）だけでなく、議会の解散などによって議員または当選人のすべてがいなくなった場合も含まれます。

### ●地方公共団体の長の選挙

都道府県知事や市区町村長など地方公共団体の長を選ぶための選挙です。任期満了（4年）のほか、住民の直接請求（リコール）による解職や、不信任議決による失職、死亡、退職、被選挙権の喪失による失職の場合などにも行われます。

### ●設置選挙

新しく地方公共団体が設置された場合に、その議会の議員と長を選ぶために行われる選挙です。

### ※統一地方選挙

地方公共団体の長と議会の議員の選挙で、任期満了の日が近いものを、全国的に期日を統一して行う選挙を統一地方選挙といいます。有権者の選挙への意識を全国的に高め、また、選挙の円滑かつ効率的な執行を図る目的で、昭和22年からこれまで4年ごとに行われています。




これらのほかにも、法律によって定められた選挙があるの。たとえば、

●土地改良区の役員や総代
●水防事務組合の議会の議員

の選挙などがそう。
また、最高裁判所裁判官国民審査の投票は、衆議院議員総選挙と一緒に行われるのよ。




# 特別の選挙（国政／地方選挙）

## ●再選挙（選挙のやり直しや当選人の不足を補う）

選挙が行われても、必要な数だけの当選人が決まらなかったり、投票日の後で当選人の死亡、当選の無効があったなどの場合で、しかも繰上当選などによっても当選人がなお不足する場合に行われる選挙です。1人でも不足するときに行われるものと、不足が一定数に達したときに行われるものがあります。

## ●補欠選挙（議員の不足を補う）

選挙の当選人が議員となった後に死亡や退職し、しかも繰上当選（繰り上げる場合がある）によっても議員の定数が不足する場合に行われる選挙です。再選挙とは、その人がすでに議員であるかないかという点が違います。ただし、すでに議員であっても選挙違反などにより当選や選挙自体が無効となった場合は、再選挙となります。

※国の選挙の場合、補欠選挙は年2回、4月及び10月の第4日曜日に行われます。

再選挙・補欠選挙を行う際に必要な当選人の不足数・議員の欠員数

| | 再選挙<br>当選人の不足数 | 補欠選挙<br>議員の欠員数 |
|---|---|---|
| 衆議院（小選挙区選出）議員 | 1人 | 1人 |
| 衆議院（比例代表選出）議員 | ①定数の1/4超<br>②選挙無効による場合は、1人以上 | 定数の1/4超 |
| 参議院（比例代表選出）議員 | ①定数の1/4超（13人以上）<br>②選挙無効による場合は、1人以上 | 定数の1/4超（13人以上） |
| 参議院（選挙区選出）議員 | 1人以上 | 定数の1/4超（埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪2人以上、その他1人以上） |
| 都道府県議会議員 | ①2人以上（1人区では1人）<br>②選挙無効による場合は、1人以上 | 2人以上（1人区では1人） |
| 市町村議会議員 | ①定数の1/6超<br>②選挙無効による場合は、1人以上 | 定数の1/6超 |

上記、不足または欠員は、1の選挙区（選挙区がない場合は選挙の行われる区域）における人数です。
再選挙における「当選人の不足及び議員の欠員を通じての数」は「当選人の不足数（上記）」、および
補欠選挙における「議員の欠員及び当選人の不足を通じての数」は「議員の欠員数（上記）」と同じであるため、省略しました。

## ●増員選挙（議員の数を増やす）

議員の任期中に、議員の定数を増やして行われる地方公共団体の議会の議員の選挙です。

※地方公共団体の議会の議員の再選挙、補欠選挙または増員選挙は、任期が終わる6カ月以内に当該選挙を行うべき事由が生じた場合には議員の数が定数の3分の2に達しなくなったときを除いて、行わないこととされています。

# 4 任期と選挙期日

## 任期

選挙で選ばれた議員や地方公共団体の長は、一定の期間、その公職に就いて皆さんのために働くことになります。この定められた期間を「任期」といいます。議会の解散や本人の退職などがない場合は、「任期」が満了するまでその職に就きます。それぞれの任期と任期満了までの数え方（任期の起算）は、次のとおりです。

### ●衆議院議員…任期4年（解散あり）

総選挙の期日から数えます。任期満了による総選挙が任期満了前に行われたときは、前任の議員の任期満了の翌日から数えます。

### ●参議院議員…任期6年（解散なし）

前任の議員の任期満了の翌日から数えます。通常選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、通常選挙の期日から数えます。

### ●都道府県議会議員および市区町村議会議員・・・任期4年

一般選挙の期日から数えます。任期満了による一般選挙が任期満了前に行われた場合で、前任の議員が任期満了の日まで存在したときは、その任期満了の日の翌日から数えます。しかし、選挙後に前任の議員のすべてがいなくなったときは、その日の翌日から数えます。




### ●知事および市区町村長‥任期4年

選挙の期日から数えます。任期満了による選挙が任期満了前に行われた場合で、前任者が任期満了の日まで在任したときは、その任期満了の日の翌日から数えます。しかし、選挙後に前任者が欠けたときは、その日の翌日から数えます。

### ※補欠議員の任期

衆議院議員、参議院議員、都道府県・市区町村議会議員の補欠議員（補欠選挙で議員になった人）は、それぞれその前任者が残した任期を引き継ぎます。また、地方公共団体の議会の議員の増員選挙によって議員になった人は、一般選挙で選ばれた議員の任期と同じになります。

### ※知事・市区町村長の任期の特例

知事、市区町村長が任期満了前に退職を申し出て、その退職の申し出によって行われた選挙の場合、退職を申し出た前任者が再び当選したときは、その任期は前回残した任期しかないものとされています。




# 選挙期日

選挙の投票日のことを、正式には「選挙期日」といいます。任期満了や議会の解散、欠員などにより選挙が必要になった場合、まずこの選挙期日が決定されます。選挙期日は、議会や行政に空白をつくらないよう、一定の期間内に設定することが、選挙の種類ごとに法律で定められています。

## ●選挙の種類と選挙を行う理由で選挙期日は決められています。

| | 任期満了による選挙 | 議会の解散による選挙 | その他の選挙 |
|---|---|---|---|
| 衆議院議員<br>参議院議員 | ●任期満了日前30日以内<br>●任期満了による選挙を行うべき期間が国会の開会中、または国会閉会後23日以内にかかる場合は、国会閉会後24日以後30日以内 | ●解散の日から40日以内(衆議院議員のみ) | ●再選挙、補欠選挙は基本的に4月と10月の年に2回に統一<br>※一部例外があります。 |
| 地方公共団体の議会の議員 | ●任期満了日前30日以内 | ●解散の日から40日以内 | ●欠員が生じたなどの事由発生の日から50日以内 |
| 地方公共団体の長 | ●任期満了日前30日以内 | | |

## ●選挙期日の公示または告示すべき日も法律で定められています。

| | | |
|---|---|---|
| 衆議院議員の選挙 | 選挙期日の少なくとも | 12日前 |
| 参議院議員の選挙 | 〃 | 17日前 |
| 都道府県知事の選挙 | 〃 | 17日前 |
| 都道府県の議会議員の選挙 | 〃 | 9日前 |
| 指定都市の長の選挙 | 〃 | 14日前 |
| 指定都市の議会議員の選挙 | 〃 | 9日前 |
| 指定都市以外の市の選挙 | 〃 | 7日前 |
| 特別区の選挙 | 〃 | 7日前 |
| 町村の選挙 | 〃 | 5日前 |

※「公示」「告示」とは、一般的な意味では、どちらも一定の事項について広く公衆が知ることができるようにすることをいいます。選挙の場合には、衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙では、天皇が内閣の助言と承認によって期日を定めて詔書によって「公示」します。その他の選挙では、その選挙を管理する選挙管理委員会が、選挙の期日を定めて「告示」します。

# 5 選挙管理機関

私たちの意思が、正確に政治に反映されるためには、選挙が公正に行われなければなりません。そのため選挙は、公的な機関の人々によって常に厳しく管理されています。正しい選挙を見守ることは、民主主義を守り、そして私たちのくらしを守ることなのです。

## 中央選挙管理会

### ●主な職務

衆議院比例代表選挙と参議院比例代表選挙に関する事務、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務などを管理しています。これらの事務について、都道府県または市区町村の選挙管理委員会に助言・勧告するのも大切な仕事です。

### ●組織

委員数は5人、任期は3年。委員は、国会議員以外で、参議院議員の被選挙権を持つ人の中から国会が指名し、内閣総理大臣によって任命されます。委員長は、委員の中から互選されます。この中央選挙管理会は、総務省に設置された特別の機関です。

## 都道府県の選挙管理委員会

### ●主な職務

衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙、都道府県の議会の議員および知事の選挙に関する事務の他、土地改良区の役員や総代の選挙に関する事務なども管理します。その担任する事務に関し、市区町村の選挙管理委員会に助言・勧告します。

### ●組織

委員数は4人、任期は4年。委員は、選挙権を持っている人で、人格が高潔、政治および選挙に公正な識見を持つ人のうちから、議会の議員による選挙で選ばれます。委員長は、委員の中から互選されます。

## 参議院合同選挙区選挙管理委員会

### ●主な職務

参議院選挙区選挙について、二つの都道府県の区域を合わせた選挙区が、平成27年7月の改正により置かれることとなりました。これに伴い、当該選挙区内にある二つの都道府県は、共同して参議院合同選挙区選挙管理委員会を設置し、選挙区選挙に関する事務を管理します。その担任する事務に関し、二つの都道府県内の市区町村の選挙管理委員会に助言・勧告します。

### ●組織

委員数は8人（当該二つの都道府県選管の委員全員）、任期は各都道府県選管委員の任期。委員長は、委員の中から互選されます。

## 市区町村の選挙管理委員会

### ●主な職務

市区町村の議会の議員および長の選挙に関する事務を管理するほか、国政選挙をはじめ、すべての選挙について投開票事務を行うとともに、選挙人名簿の作成・管理を担当します。指定都市の区の選挙管理委員会は、市区町村選挙管理委員会の職務の多くの部分を担当します。

### ●組織

委員数は4人、任期は4年。委員は、選挙権を持っている人で、人格が高潔、政治および選挙に公正な識見を持つ人のうちから、議会の議員による選挙で選ばれます。委員長は、委員の中から互選されます。




## 選挙会・選挙長

各選挙では、開票の結果を開票管理者からの報告によって確認するなどしたうえで当選人を決定する選挙会が置かれます。この選挙会に関する事務を行うのが選挙長です。
選挙長は、立候補の届出の受理なども行います。選挙長は、その選挙の有権者の中から、その選挙を管理する選挙管理委員会によって選任されます。

## 投票管理者

各選挙ごとに各投票所に置かれ、その選挙の投票に関する事務を行います。具体的には、投票用紙の交付、代理投票の許容、選挙人の確認、投票箱の開票管理者への送致、投票所の秩序維持などです。投票管理者は、有権者の中から、市区町村の選挙管理委員会によって選任されます。

## 開票管理者

各選挙ごとに置かれ、その選挙の開票に関する事務を行います。具体的には、投票の点検、投票の効力の決定、開票結果の選挙長への報告、開票録の作成、開票所の秩序維持などです。
開票管理者は、その選挙の有権者の中から、市区町村の選挙管理委員会によって選任されます。

## 投票立会人

各投票所において投票事務の執行に立ち会い、投票が公正に行われるよう監視します。具体的には、投票手続きの立ち会いや投票箱の送致の立ち会いなどを行います。その人数は、2人以上5人以下（期日前投票立会人は2人）です。

## 開票立会人

開票事務の執行に立ち会い、開票が公正に行われるよう監視します。具体的には、開票手続きの立ち会いや投票の効力の決定に際しての意見陳述などを行います。その人数は、3人以上10人以下です。

## 選挙立会人

選挙会に立ち会い、当選人決定手続きに参与します。その人数は、3人以上10人以下です。

選挙ミニ知識②

### 「選挙管理委員会の職務」

選挙管理委員会は、選挙に関する事務の管理の他にも、選挙が公明かつ適正に行われるよう、あらゆる機会を通して選挙人（有権者）の政治常識の向上に努めることや、投票の方法、選挙違反など選挙について必要と認める事項を選挙人によく知らせることも、重要な職務です。また、『選挙のやり方や当選人の決定方法が間違っている』という申し出の処理、地方公共団体の議会の解散請求、議員や長の解職請求の処置も、選挙管理委員会の役割なのです。

# 6 立候補

公職選挙法では、当選人になるには、まず立候補しなければならないと定められています。実際に、国の選挙や地方公共団体の選挙は、お互いに面識のない大勢の有権者によって行われますから、候補者が決まっていなければ、誰を選んでよいか判断がつかないでしょう。そうした現実的な理由からも、私たちの選挙では立候補制度がとられています。

## 立候補の届出

選挙に立候補するには、「立候補の届出」をする必要があります。国の選挙や地方公共団体の選挙への立候補の届出には、次の3つの方法があります。

### 1. 政党届出

衆議院小選挙区選挙・比例代表選挙および参議院比例代表選挙で行うことができます。
一定の要件を満たす政党または政治団体が、選挙長に届け出ます。
比例代表選挙の場合は、「候補者名簿」を届け出ることになります。

### 2. 本人届出

衆議院比例代表選挙・参議院比例代表選挙以外の選挙で行うことができます。候補者になろうとする本人が、選挙長に届け出ます。

### 3. 推薦届出

衆議院比例代表選挙・参議院比例代表選挙以外の選挙で行うことができます。選挙人名簿に登録されている人が、候補者となる本人の承諾を得て、この人を候補者にしたいと、選挙長に届け出ます。

注）衆・参の比例代表選挙では上の1だけで、参議院の選挙区選挙と地方自治体の選挙では2と3、衆議院の小選挙区選挙では1，2，3ができるのです。




## 通称使用の申請

立候補届には本名（戸籍上の氏名）を記載しますが、本名以外で広く通用している通称がある場合、立候補届と同時に「通称使用の申請」をして、申請が認められれば、立候補者名の告示、選挙公報の氏名、政見放送の氏名などに通称が使用できます。通称使用が認められた場合でも、候補者が選挙運動の中で本名を使用するのは自由ですし、投票の際に有権者が本名を書いても投票は有効です。また、本名を仮名書きにする場合も通称使用の申請をする必要があります。

## 立候補の届出期間

立候補の届出期間は、選挙の期日の公示または告示があった日の1日間だけです。
また、受付時間は、休日平日を問わず午前8時30分から午後5時までです。

## 立候補の辞退等

いったん立候補した後に立候補を辞退できるのは、立候補の届出期間中に限られています。立候補の辞退は文書で選挙長に届け出なければなりません。衆議院、参議院の比例代表選挙では、選挙の期日の10日前までの間に文書で選挙長に届け出れば、政党等は名簿を取り下げることができます。




立候補届には、記載する事項も、添付する書類もたくさんあるの。そこで実際の選挙の際には、選挙管理委員会（衆議院・参議院の比例代表選挙では中央選挙管理会）で選挙の前に説明会を開き、資料や書類を配り、さらには立候補者側の準備の進み具合に応じて双方であらかじめ内容をチェックするなど、立候補の届出受付当日の混乱を避ける努力をしているのよ。

## 政党等の要件

候補者の「政党届出」をする政党等は、その選挙について、以下に挙げる要件のいずれか1つを満たしていなければなりません。

### 衆議院小選挙区選出議員の選挙

（ア）所属する国会議員を衆議院・参議院を通じて5人以上有すること。
（イ）直近の衆議院総選挙の小選挙区選挙・比例代表選挙、または参議院選挙の選挙区選挙・比例代表選挙のいずれかで、全国を通じた得票数が2%以上であること。

### 衆議院比例代表選出議員の選挙

※左記の（ア）（イ）または、
（ウ）その届出をすることにより、候補者となる名簿登載者の数がその選挙区（ブロック）における議員定数の20%以上であること。

### 参議院比例代表選出議員の選挙

※左記の（ア）（イ）または、
（ウ）その参議院議員選挙において、選挙区選挙・比例代表選挙を通じて候補者を10人以上有すること。

## 供　託

立候補の届出では、すべての選挙において、候補者ごとに一定額の現金または国債証書を法務局に預け、その証明書を提出しなければなりません。これを「供託」といいます。供託は、当選を争う意思のない人が売名などの理由で無責任に立候補することを防ぐための制度です。ですから、その候補者や政党等の得票数が規定の数に達しなかった場合や、候補者が立候補を辞退した場合には、供託されたお金や国債証書は全額（衆議院、参議院の比例代表選挙では全額または一定の額）没収され、国や都道府県、市区町村に納められます。

### ■選挙の種類と供託額および没収の規定

| 選挙の種類 | 供託額 | 供託物が没収される得票数、またはその没収額 |
|---|---|---|
| 衆議院小選挙区 | 300万円 | 有効投票総数×1／10未満 |
| 衆議院比例代表 | ※候補者1名につき600万円 | 没収額＝供託額－（300万円×重複立候補者のうち小選挙区の当選者数＋600万円×比例代表の当選者数×2） |
| 参議院比例代表 | 候補者1名につき600万円 | 没収額＝供託額－600万円×比例代表の当選者数×2 |
| 参議院選挙区 | 300万円 | 有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1／8未満 |
| 都道府県知事 | 300万円 | 有効投票総数×1／10未満 |
| 都道府県議会 | 60万円 | 有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1／10未満 |
| 指定都市の長 | 240万円 | 有効投票総数×1／10未満 |
| 指定都市議会 | 50万円 | 有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1／10未満 |
| その他の市区の長 | 100万円 | 有効投票総数×1／10未満 |
| その他の市区の議会 | 30万円 | 有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1／10未満 |
| 町村長 | 50万円 | 有効投票総数×1／10未満 |
| 町村議会 | 15万円 | 有効投票総数÷その選挙区の議員定数×1／10未満 |

※候補者が重複立候補者である場合は、比例代表の供託額は300万円となります。
※ここでいう「市区」の「区」は東京23区を指します。




## 立候補の禁止と制限

被選挙権を持っていない人の立候補は禁止されています。また、被選挙権があっても立候補を制限される場合があります。たとえば、下の選挙ミニ知識の「重複立候補」、それに「連座制※による立候補禁止」などの場合です。

※ある選挙で、候補者と一定の関係にある者が買収などの選挙違反で一定以上の刑に処せられた場合、例外的な場合を除いて、その候補者は当選を失い、一定期間その選挙に立候補できなくなります。

## 立候補届の受理

選挙長は、立候補届の記載と添付書類に問題がなければこれを正式に受け取ります。これを立候補届の受理といい、これで「公職の候補者」が誕生します。届出の受理の順番は受付場所への到着順ですが、受付開始時間前に到着した者の間の順番は、公平を期すためくじ引きで決めます。

## 候補者の異動

立候補届が受理された後、候補者に異動が起こることがあります。たとえば、その後の調査で被選挙権がないとわかった場合や、不幸にも死亡された場合などです。この時は立候補届の却下、候補者名簿からの抹消が行われ、場合によっては補充的な立候補の受付けなどが行われます。

選 挙 ミ ニ 知 識 ③

### 「候補者名簿と重複立候補」

衆議院の比例代表選挙で、政党等が届け出る候補者の名簿には、政党等の名称や略称、候補者の氏名などのほか、「拘束名簿式」であるため、「当選人となるべき順位」が記載されています。また、前頁の（ア）または（イ）の政党等は、その選挙で届け出た小選挙区の候補者を、比例代表選挙の名簿にも載せることができます。このように同じ人が同時に２つ以上の選挙の候補者になる「重複立候補」は、他の選挙では禁止されていますが、政党本位の選挙である衆議院選挙では、政党等が必要な候補者を確保するためという理由で特別に認められています。また、複数の重複立候補者がいる場合には、これらの重複立候補者は比例代表選挙での「当選人となるべき順位」を同順位にすることもできます。

# 7 選挙運動の方法

選挙運動は、有権者が各候補者の政見、政党の政策などを知り、一票を投じる判断の基礎となるものです。しかし、選挙運動を無制限に認めると、その選挙が候補者の財力などによって歪められるおそれがあります。そこで、選挙の公正・公平を確保するために、一定のルールが設けられています。

## 選挙運動の期間

選挙運動ができる期間は、「公職選挙法」により定められています。立候補届が受理された時から、選挙期日の前日までです。この期間中も、選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は、午前８時から午後８時までの間に行うこととされています。届出が受理される前の選挙運動は、事前運動として、禁止されています。また、選挙期日当日の選挙運動が禁止されていることにも注意してください。

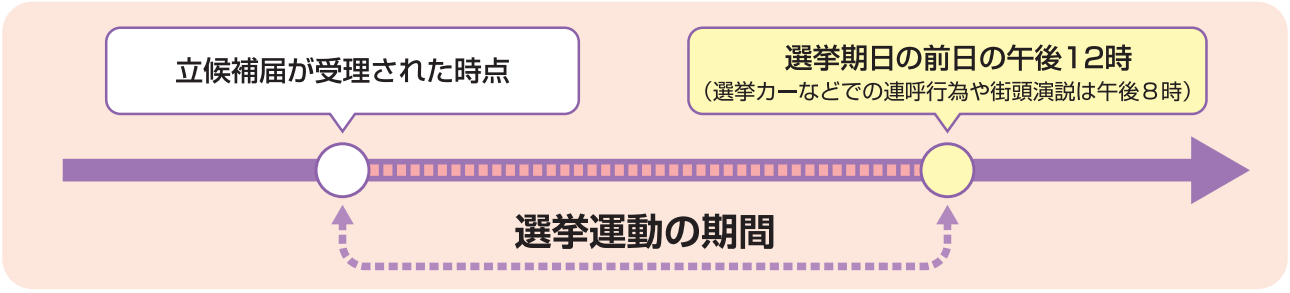


### ○ 立候補の届出前でもできること

●立候補の準備
（政党の公認を求める行為、立候補の瀬踏行為など）
●選挙運動の準備
（選挙事務所等の借入れの内交渉、立札や看板、ポスター等の作成など）

### × 立候補の届出前はできないこと

●投票の依頼。また、投票の依頼と認められる行為。

### ○ 選挙期日でもできる選挙運動

●選挙ポスターを前日のまま貼っておくこと。

選 挙 ミ ニ 知 識 ④

### 「公正さを保つため、公務員など選挙運動ができない人もいます。」

選挙運動は原則として誰でも行えますが、職務や地位の影響等を考慮して、次の人は例外的に禁止されています。
《選挙運動ができない者》

●**選挙事務関係者**（投票管理者、開票管理者、選挙長など）
●**特定公務員**（中央選挙管理会、選挙管理委員会などの委員や職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏および徴税の吏員）
●**年齢満18歳未満の者**
●**選挙犯罪により選挙権・被選挙権を有しない者**

また、公務員や特定独立行政法人などの役職員、教育者なども、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されるなどの制限があります。




# 選挙運動の方法

選挙運動の方法は、大別すると、印刷物その他の文書図画によるものと、演説その他の言論による選挙運動に分類されます。

## 文書図画（ぶんしょとが）

文書図画とは、文字や記号、絵、写真などが記載されたすべてをいいます。文書図面による選挙運動は、お金のかかる選挙の原因となりやすいことから、特に詳細な規制があります。選挙運動に使える文書図画は、次のものだけで他のものを使うことは禁止されており、選挙の種類ごとに使うことができる文書図画が定められています。また、有権者に選択材料を提供するため、「選挙公報」も配布されています。

### 選挙で使用できる文書図画

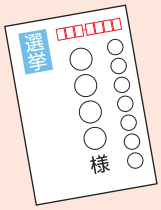





- ●選挙運動用の通常はがき
- ●ビラ
- ●ポスター
- ●パンフレットまたは書籍
- ●新聞広告
- ●選挙事務所のポスター、立札、看板など
- ●選挙カーに取り付けるポスター、立札、看板など
- ●演説会場のポスター、立札、看板など
- ●候補者が身につけている、たすきや胸章など



それぞれ、規格、数量（回数）、使い方（配布方法や掲示場所等）などについて詳細に決められています。また、ここにあげたものでも選挙の種類によって、使えるものと使えないものがあります。さらに、国政選挙では「候補者が使う」「政党が使う」「その両方が使う」という区別もあります。

- ●「選挙公報」

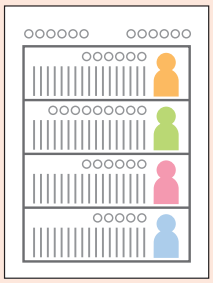

選挙管理委員会が発行するもので、候補者の経歴や政見、政党の政策などが掲載されています。投票日の2日前までに各世帯に届けられます。

※衆議院議員選挙・参議院議員選挙・都道府県知事選挙で発行されます。その他の地方公共団体の選挙では、その地方公共団体の自主的な判断で条例に基づいて発行されます。

- ●インターネット（詳細は次頁）

## インターネット選挙運動

平成25年4月の法改正により、国政選挙、地方選挙においてインターネットを使った選挙運動ができるようになりました。

①有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、X（旧ツイッター）やフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動が可能となりましたが、電子メール（SMTP方式および電話番号方式）を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
②候補者・政党等は、ウェブサイト等および電子メールを利用した選挙運動が可能になりました。

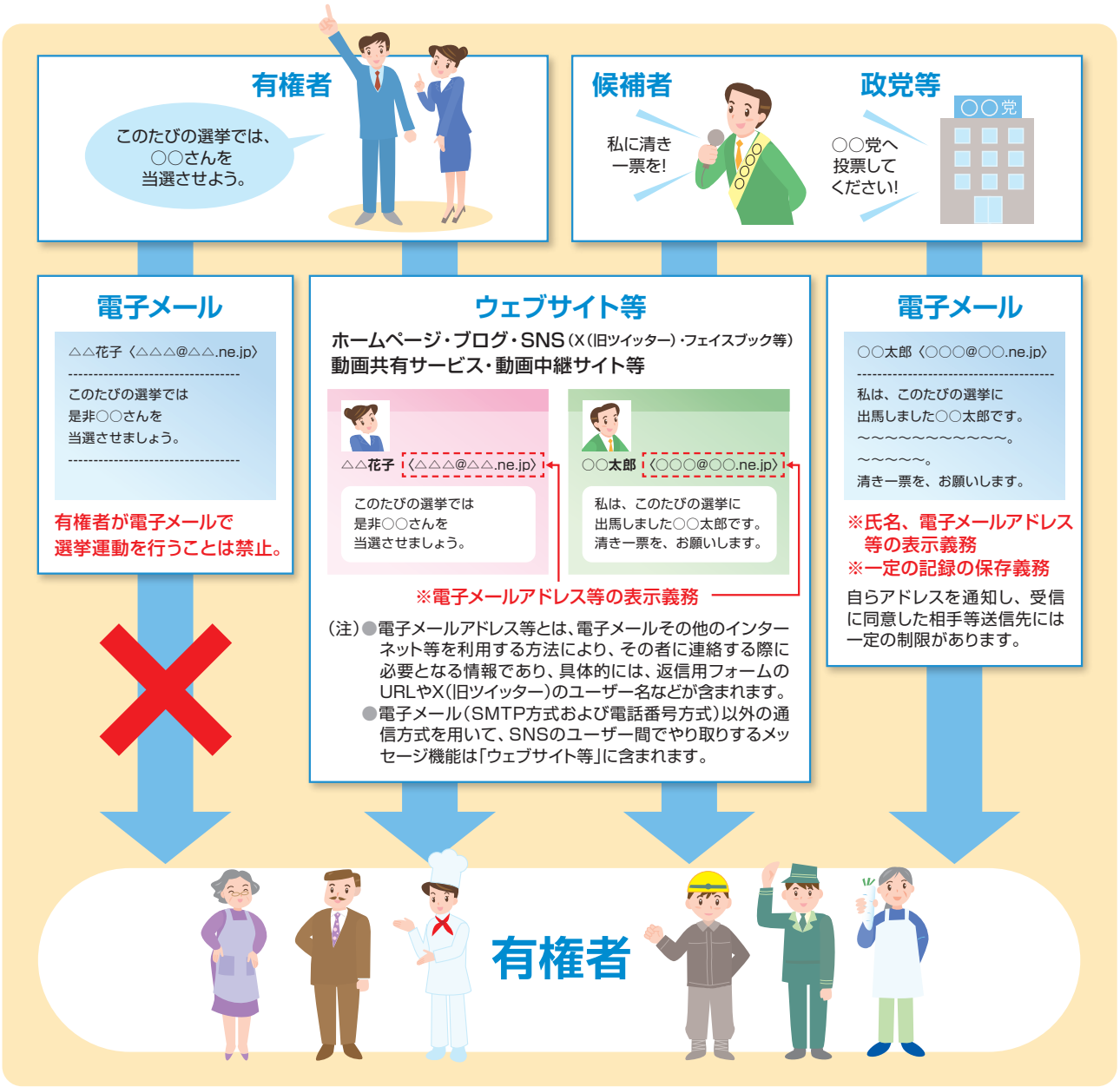




## インターネット選挙運動で禁止されていること（例）

### ●年齢満18歳未満の者が選挙運動をすること

年齢満 18 歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません。

### ●選挙運動期間外に選挙運動をすること

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日に立候補の届出がされてから投票日の前日までしかすることができません。

### ●有権者が電子メールを使って選挙運動をすること

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限られます。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません。

### ●HPや電子メール等を印刷して頒布すること

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません。




報道等でインターネット選挙運動のことを「ネット選挙」と略すこともあったため、「インターネットを利用して投票をすることができる」と勘違いしている方がいるようね。
総務省がインターネット選挙運動の解禁後に調査を行ったところ（インターネットモニター調査・標本2000）、「インターネットを利用して投票すること」に対し、「できない」と正答した方は51.9%に留まり、半数近くの方は、「できる（18.8%）」と誤答したりあるいは「わからない（29.3%）」と答えています。インターネットを利用して投票ができることではないので注意してね。

## 言論・その他

言論による選挙運動は、有権者にとっては候補者の人物や政見を知るのに役立ち、また、候補者や政党にとっても直接訴えられる利点があります。これに関しても一定の制限が設けられています。

### 言論による主な選挙運動

**演説会**

候補者が開催するもの（個人演説会）と、衆議院議員の選挙で候補者や候補者名簿を届け出た政党が開催するものがあります。開催回数に制限はありませんが、選挙の種類によって、演説会の開催中使用できる立札や看板の総数が定められており、その結果、同時に開催できる数は制限されます。

※これ以外の選挙運動のための演説会はすべて禁止されており、開催できません。

**街頭演説**

各選挙の候補者または衆議院議員選挙の候補者名簿を届け出た政党は、演説者が所定の標旗を立て、その場にとどまった状態で街頭演説を行うことができます。衆議院議員選挙では、このほかに候補者を届け出た政党が、停止した選挙カー（船舶）の上や周辺で街頭演説を行うことができます。いずれの場合も、時間は午前8時～午後8時で、電車や駅構内、病院等では禁止されるなどの場所的な制限もあります。

**連呼行為**

演説会、街頭演説の場所、選挙カー（船舶）の上で行うことができます。選挙カー（船舶）上での連呼は、午前8時～午後8時の間に限られています。

**政見放送**

候補者の政見や主張を、テレビやラジオで放送します。

※衆議院議員、参議院議員、都道府県知事選挙で実施。
衆議院小選挙区選挙、衆議院比例代表選挙、参議院比例代表選挙では、政党による政見放送が行われます。

**経歴放送**

テレビやラジオを通して、候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を紹介します。

※衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙、都道府県知事選挙で実施。






## 自由にできる選挙運動

文書による選挙運動は「できる」と決められたものしかできませんが、言論による選挙運動はここで説明したような制限に触れなければ誰でも自由に行うことができます。たとえば、次のようなことができます。

**電話での投票依頼**

誰でも自由に行えますが、候補者や出納責任者の指示でかけるような場合、料金は選挙運動費用に加算されます。

**個々面接など**

来訪者や街頭で出会った人などに投票を依頼することができます。ただし、自分の方から訪ねる場合は、「戸別訪問の禁止」に当たらないことが必要です。また、選挙の演説会ではない集まり（街頭以外での場所）で、投票依頼をすることもできます。

## 禁止されている行為

**戸別訪問**

投票を依頼したり、投票を得させない目的で戸別訪問することは禁止されています。また、選挙運動のため、演説会や演説があることを戸別に告知することや、特定の候補者や政党の名前を言い歩くことも戸別訪問になります。

**飲食物の提供**

選挙運動に関して飲食物を提供することは、湯茶とお茶うけ程度の菓子のほかは禁止されています。ただし、衆議院の比例代表選挙以外の選挙では、選挙運動に従事する者および選挙運動のために使用する労務者に対するものであれば、限られた数と単価の弁当を提供できます。




※選挙運動とは（昭和 52 年 2 月 24 日 最高裁判決）
公職選挙法における選挙運動とは、特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要かつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすることをいうものである。

# 8 選挙運動の費用

お金のかからない選挙となるよう、選挙運動費用の支出に最高限度額を定める制度が設けられています。また、選挙運動費用の一部を公費で負担する制度があります。選挙運動費用の内容は、収支報告書によって公開され、誰でも見ることができます。

金銭や物品の受け渡しだけでなく、その約束もその時点で収入・支出になります。

**収 入**

金銭、物品、そのほかの財産上の利益の収受およびその収受の承諾または約束。

**支 出**

金銭、物品、そのほかの財産上の利益の供与または交付、その供与または交付の約束。財産的利益を自ら供与または交付、消費することも支出です。

**寄 附**

金銭、物品、そのほかの財産上の利益の供与または交付、その供与または交付の約束で党費、会費その他の債務の履行としてなされるもの以外のもの。寄附を受ける側においては「収入」の一部、寄附をする側においては「支出」の一部となります。




公職選挙法では、たとえば、国の選挙では国と、地方公共団体の選挙ではその団体と、請負などの関係にあるものは、その選挙に関して寄附をすることは禁止されているの。また、政治資金規正法では、寄附をしてはならない者や寄附の上限額について定めているわ。






## 選挙運動費用の会計

選挙運動では、費用の制限とともに正確な収支の報告が義務付けられています。候補者は、収支の一切の責任を負う出納責任者を1名選任してあたらせます（候補者本人でも可）。また、報告された内容は国民に公表されます。




出納責任者を選任して、選挙管理委員会
（参議院議員比例代表選挙にあっては、中央選挙管理会。参議院合同選挙区選挙にあっては参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下同じ。）
に届出。

↓

出納責任者は会計帳簿を備え、
選挙運動に関するすべての収入、支出および寄附を記載

↓

選挙期日から15日以内に選挙管理委員会
に収支報告書を提出。
会計帳簿や書類は3年間保存。

↓

選挙管理委員会は、
報告書の要旨を国民に公表します。

↓

提出された報告書は3年間保存され、
誰でも閲覧することができます。

※衆議院議員小選挙区選挙、衆議院・参議院比例代表選挙で候補者や候補者名簿を届け出た政党等については上記が適用されず、政党等の政治資金規正法に基づく収支報告の中で選挙費用についても報告されます。

## 法定選挙費用

法定選挙費用とは、選挙運動費用として支出することができる最高限度額のことで、選挙費用が莫大にならないように設定されているものです。これを超えて支出すると、出納責任者に罰則が科せられるとともに、連座制により候補者の当選も無効となる厳しいものです。法定選挙費用は、選挙の種類によって異なり、選挙人名簿に登録されている有権者数※に人数割額を乗じて得た額と固定額の合算した額となります。

■法定選挙費用（一例）

| | 固定額 | 人数割額 |
|---|---|---|
| 衆議院小選挙区選挙<br>（候補者の法定選挙費用） | 1,910万円<br>（選挙区により2,130万円<br>または2,350万円） | 有権者１人あたり15円 |
| 参議院比例代表選挙<br>（候補者の法定選挙費用） | 5,200万円<br>参議院比例代表選挙では、<br>固定額・人数割額という制度がなく一律です。 | |
| 参議院選挙区選挙 | 2,370万円<br>（北海道は2,900万円） | 有権者１人あたり13円<br>（その選挙の定数が1人の選挙区）<br>有権者１人あたり20円<br>（その選挙の定数が2人以上の選挙区） |
| 都道府県知事選挙 | 2,420万円<br>（北海道は3,020万円） | 有権者１人あたり ７円 |
| 指定都市の長の選挙 | 1,450万円 | 有権者１人あたり ７円 |
| 指定都市以外の市および特別区の長の選挙 | 310万円 | 有権者１人あたり81円 |

※参議院の選挙区選挙では、選挙区の有権者数を議員定数で割ったものに人数割額をかけ、それに固定額を足したものを法定選挙費用とします。

◎衆議院小選挙区選挙、衆議院・参議院比例代表選挙で候補者や候補者名簿を届け出た政党等には、こうした選挙運動費用の制限は適用されません。




## 選挙公営

選挙運動の一部は選挙管理委員会などによって行われ、その費用は、国や地方公共団体が負担します。また、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度があります。これは、お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として採用されている制度です。公営となる内容は、選挙の種類によって異なります。

### ■公営となる主な内容

| | | 選挙公報の発行 | ポスター掲示場の設置 | ポスターの作成 | 通常はがきの交付 | 通常はがきの作成 | ビラの作成 | 選挙カーの使用 | 新聞広告 | 政見放送 | 経歴放送 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆議院小選挙区 | 候補者届出政党 | | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | |
| | 候補者 | ○ | ○ | △ | ○ | △ | △ | △ | ○ | | ○ |
| 衆議院比例代表 | | ○ | × | | | | × | × | △ | ○ | |
| 参議院選挙区 | | ○ | ○ | △ | ○ | △ | △ | △ | ○ | ○ | ○ |
| 参議院比例代表 | 名簿届出政党等 | ○ | | | | | | | △ | ○ | |
| | 名簿登載者<br>※特定枠名簿登録者を除く | | | △ | ○ | △ | △ | △ | | | |
| 都道府県知事 | | ○ | ○ | □ | ○ | × | □ | □ | ○ | ○ | ○ |
| 都道府県議会議員 | | □ | □ | □ | ○ | × | □ | □ | × | | |
| 市区長 | | □ | □ | □ | ○ | × | □ | □ | × | | |
| 町村長 | | □ | □ | □ | ○ | × | □ | □ | × | | |
| 市区議会議員 | | □ | □ | □ | ○ | × | □ | □ | × | | |
| 町村議会議員 | | □ | □ | □ | ○ | × | □ | □ | × | | |

・○は公営で行われるもの
・△は公営であるが得票数等に一定の制限があるもの
・□は都道府県または市区町村の条例で公営にできるもの
・×は公営で行われないもの
・空欄は制度がないもの

※ここでいう「市区町村」の「区」は東京23区を指します。
※町村議会議員選挙及び町村長選挙については、令和2年12月12日以降告示される選挙から、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について、条例による選挙公営の対象となりました。

# 9 選挙時の政治活動

政党など政治活動を行う団体の政治活動のうち、その態様や効果が選挙運動と紛らわしいものには一定の制限が設けられます。

## 政党など政治活動を行う団体が選挙時に規制される政治活動

### 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、指定都市議会議員、市長、特別区の区長の選挙時

①政談演説会の開催
②街頭政談演説の開催
③政治活動用自動車（船舶）の使用
④拡声機の使用
⑤ポスターの掲示
⑥立札・看板等の掲示
⑦ビラ等の頒布
⑧選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布・掲示
⑨連呼行為
⑩公共の建物での文書図画の頒布
⑪掲示または頒布する文書図画への候補者の氏名または氏名類推事項の記載

### 指定都市以外の市（特別区を含む）の議会の議員、町村長、町村議会議員の選挙時

①連呼行為
②公共の建物での文書図画の頒布
③掲示または頒布する文書図画への候補者の氏名または氏名類推事項の記載

※選挙の期日の公示（告示）の日から投票の当日まで規制されます。
※選挙が行われる区域の外では、自由に政治活動が行えます。

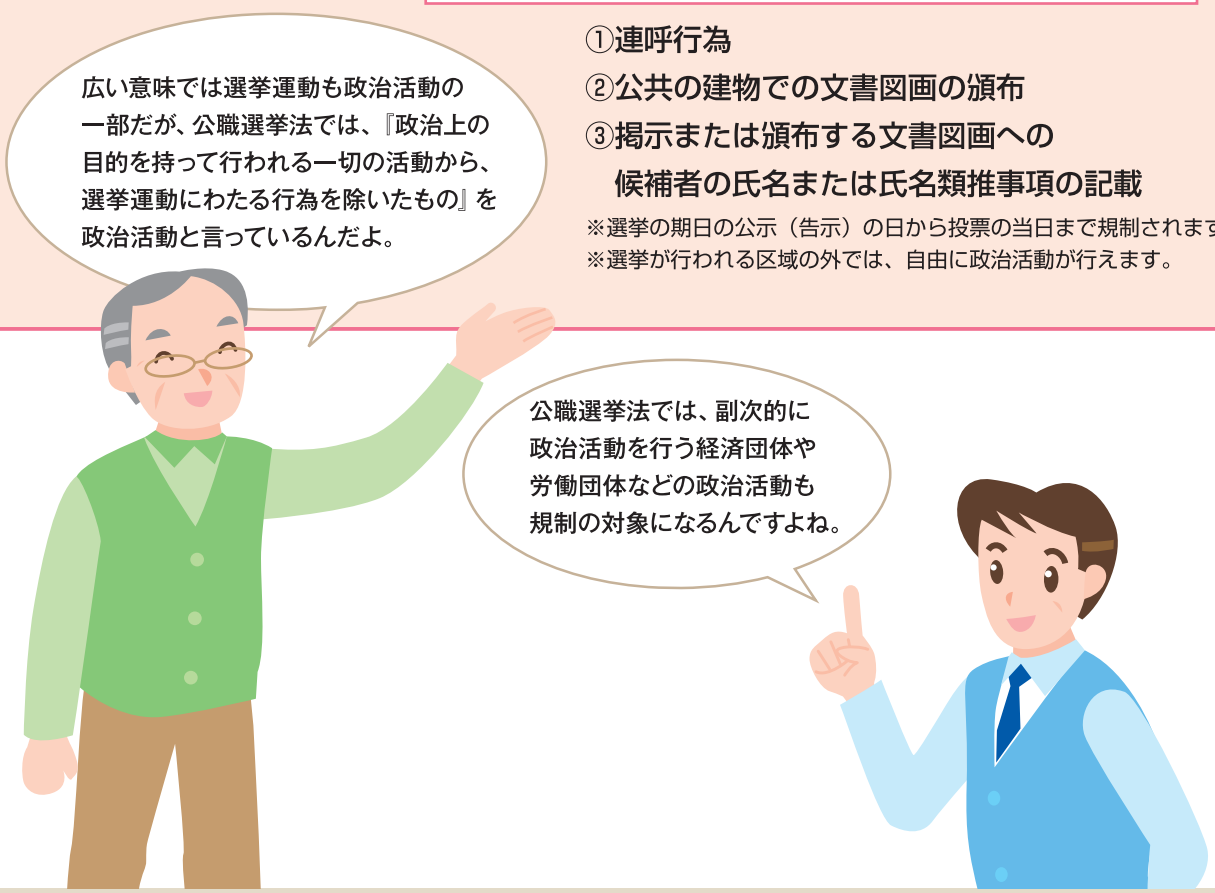




## 選挙時の確認団体の政治活動

ただし、参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、指定都市議会議員、市長、特別区の区長の選挙では、確認団体に限り、選挙時も一定の条件下で次の活動をすることができます。

①政談演説会の開催
②街頭政談演説の開催
③政治活動用自動車の使用
④拡声機の使用
⑤ポスターの掲示
⑥立札・看板等の掲示
⑦ビラ等の頒布
⑧選挙に関する報道評論を掲載した機関紙誌の頒布・掲示
⑨連呼行為

### 確認団体とは

その選挙に、所属候補者等を一定数擁立する等の要件を満たした政党などの政治団体（総務大臣または選挙管理委員会の確認が必要）。

例）参議院議員選挙で、候補者名簿を届け出た政党等や全国で10名以上の所属候補者を擁立する政党などの政治団体

※衆議院議員選挙には確認団体制度はありませんが、候補者や候補者名簿を届け出た政党等は、その立場で選挙運動を行うことができます。

## 選挙時の推薦団体の政治活動

参議院議員選挙では、確認団体に所属する候補者と所属しない候補者との均衡を図るため、「推薦団体」が推薦演説会を開催できます。

### 推薦団体とは

その選挙で、確認団体に所属しない候補者を推薦・支持する政党などの政治団体（選挙管理委員会の確認が必要）。

例）無所属の候補者を推薦する団体

選挙ミニ知識⑤

## 「平常時の政治活動にも、一定の制限があります。」

政治活動は、本来自由であるべきものです。しかし、選挙がないときの政治活動でも、政治活動なのか選挙目的なのか判断しにくいものが多いため、立候補予定者の名前や後援団体の名称を記載した立札、看板、ポスターなどの文書図画掲示には数や規格などの制限が設けられています。



# 10 投票区と開票区

選挙を支える最も重要な基本は何か。それは、私たちが自分の一票を無駄にせず、かつ正しく投票することであり、さらに、そのすべての一票が正確に開票され、多くの支持を得た人が当選人となるように、きちんと見届けることです。この基本を守るしくみとルールを知っておくことは、私たちの選挙制度を支えていくためにとても大切です。






## 投票区と投票所

国や地方公共団体の選挙では、選挙手続の混乱を避け、間違いのない選挙が行われるよう、投票を一定の区域を単位として行っています。この投票を行う区域を、「投票区」といいます。1つの市区町村がいくつもの投票区に分かれているのが普通です。投票区は、その市区町村の選挙管理委員会が定めます。1つの投票区には、1つの投票所が設けられます。ただし、平成28年4月の改正により同じ市区町村の有権者なら誰でも利用できる「共通投票所」を設けることができるようになりました。詳しくは最寄りの選挙管理委員会におたずねください。




## 開票区と開票所

投票が終わると、投票管理者※1は、投票立会人※2と一緒に投票箱を開票所に運びます。この投票箱を開いて投票の有効・無効を決定し、候補者や政党等の得票数を集計・確定することを開票といいます。開票も一定の区域ごとに行われます。この区域を「開票区」といい、原則として、市区町村の区域※3とされています。1つの開票区に1つの開票所が設けられます。

※1　投票所の責任者で、その選挙の有権者の中から、市区町村の選挙管理委員会が選任します。投票所ごとに1名。

※2　その投票区の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て市区町村の選挙管理委員会が選任します。投票所ごとに2人以上5人以下。若い有権者を対象に公募する委員会もあります。投票手続や投票箱の開票所への送致に立ち会います。

※3　ただし衆議院小選挙区選挙など市区町村が2つ以上の選挙区に分かれている場合は、その選挙区が区域となります。

# 11 投票

投票時間や投票所入場券、投票所の立ち入りなど、「投票」についての仕組を覚えて、あなたの一票を有効に生かせるようにしましょう。

## 投票時間・投票所の開閉

投票所は、午前7時に開き午後8時に閉じます。ただし、市区町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合は、個々の投票所について一定の範囲で繰上げ・繰下げ（閉鎖時刻は繰上げだけ）ができます。

## 投票所入場券・投票所案内など

多くの市区町村では、有権者に対して、投票日前に、入場券や案内などの通知が配られます。投票の際に持参すれば便利です。ただし、持参しなくても投票はできますので、忘れた場合も心配しないで大丈夫です。

## 投票所への同伴

平成28年4月の改正によりそれまでの補助者、介護者、幼児などのほか、児童、生徒その他の18歳未満の者が選挙人と一緒に投票所に入れるようになりました。






## 代理投票と点字投票

代理投票は、投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度です。投票管理者に申請すると、補助者2名が定められ、その1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が、指示どおりかどうか確認します。（平成25年5月の法改正により補助者は「投票事務に従事する者」に限定されました。）

また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意してあり、点字での投票もできるようになっています。

## 自書式投票と記号式投票

私たちの選挙では、選挙人本人が自分で候補者の氏名や政党名を書く「自書式投票」という方式が採用されています。ただし、地方公共団体の議員や長の選挙については、条例によって「記号式投票」を採用できます。これは、あらかじめ投票用紙に印刷された候補者名に、○の印をつけて投票するものです。

※国政レベルでの大規模な選挙で自書式を採用しているのは、先進国の中では日本だけです。

## 電子投票

自書式投票の例外として、電磁的記録式投票機を用いた投票（電子投票）が可能となる電磁的記録式投票法が平成14年2月に施行されました。地方公共団体が条例で定めた場合には、その地方公共団体の議会の議員および長の選挙について電子投票を採用することができます。

## 選挙による投票方法の違い

私たちの選挙では、選挙によって投票方法が違います。
特に間違えやすいのが、衆議院と参議院の比例代表選挙の違いです。あなたの一票を有効に生かせるよう、しっかり覚えておくことが大切です。

### (1) 衆議院議員総選挙

衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなります。また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われますので、3つとも投票してください。

#### 小選挙区選挙

全国289の選挙区ごとに行われ、有権者は**候補者名**を記載して投票します。

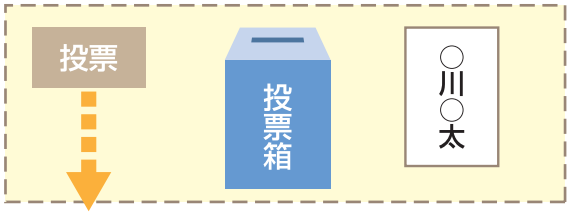


結果

| | | |
|---|---|---|
| 当 | ○川○太 | 10万票 |
| | ○田○江 | 8万票 |
| | ○山○男 | 3万票 |
| | ○木○子 | 1万票 |

得票数の最も多い候補者が当選人となります。

#### 比例代表選挙

全国11の選挙区（ブロック）ごとに行われ、有権者は**政党名**を記載して投票します。

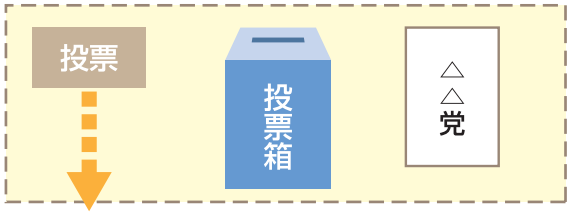


結果

| ○○党 400万票 | △△党 300万票 |
|---|---|
| 当 ○田○江 | 当 ○中○治 |
| 当 ○川○夫 | 当 ○永○樹 |
| 当 ○山○郁 | ○崎○太 |
| ○木○代 | ○水○夫 |
| （3人当選） | （2人当選） |

政党の得票数に基づいてドント式※により各政党の当選人の数が決まり、各名簿の当選人の数までの順位のものが当選人となります。

#### 最高裁判所裁判官国民審査

裁判官ごとに行われ、有権者は、辞めさせたい意思があれば×印を、なければ何も記載せずに投票します。

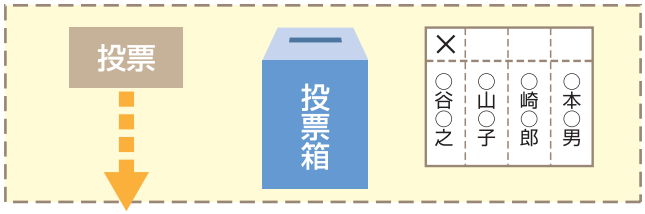


結果

| | 罷免可 | 罷免不可 |
|---|---|---|
| ○本○男 | 50万票 | 500万票 |
| ○崎○郎 | 50万票 | 500万票 |
| ○山○子 | 100万票 | 450万票 |
| ○谷○之 | 300万票 | 250万票 |

罷免可が罷免不可の票数を超えた場合、その裁判官は罷免されます。




## (2) 参議院議員通常選挙

参議院議員通常選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙からなりますので、2つとも投票してください。

### 選挙区選挙

原則、都道府県の区域（鳥取県・島根県、徳島県・高知県はそれぞれ2県の区域）で行われ、有権者は**候補者名**を記載して投票します。

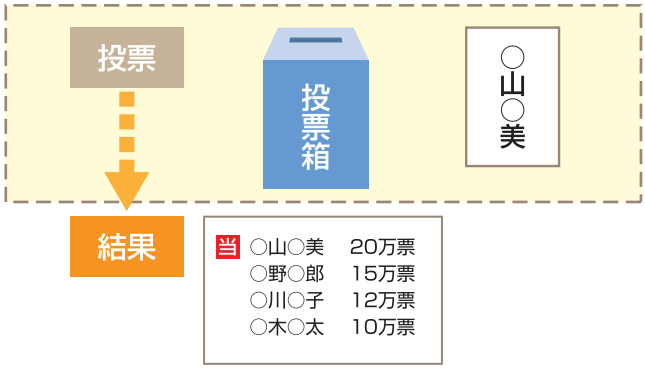


各選挙区の定数に合わせて、
得票数の最も多い候補者から順次当選人が決まります。

### 比例代表選挙

全国を単位に行われ、有権者は**候補者名**を記載して投票します。
候補者名に代えて**政党名**を記載して投票することもできます。

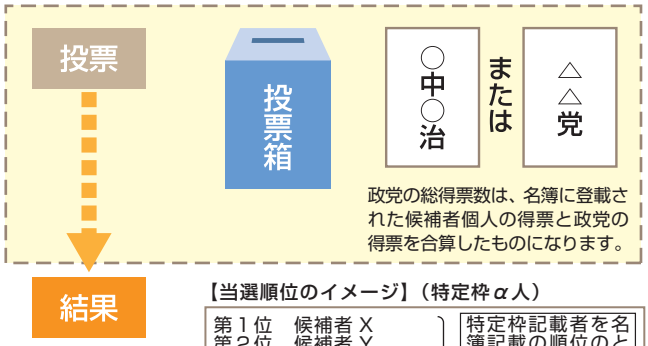


【当選順位のイメージ】（特定枠α人）

| | |
|---|---|
| 第1位 候補者X<br>第2位 候補者Y<br>・<br>・ | 特定枠記載者を名簿記載の順位のとおりに当選人とする |
| 第α＋1位 候補者A<br>第α＋2位 候補者B<br>・<br>・ | 特定枠以外の者について得票数の最も多い順 |

政党の総得票数に基づいてドント式により各政党の当選人の数が決まり、特定枠に記載されている候補者を名簿記載の順位のとおりに当選人とし、その他の名簿登載者についてその得票数の最も多い者から順次当選人となります。




※ドント式については、P49を参照してください。

投票所での投票のほかに、選挙期日に投票に行けない、仕事や旅行などで住んでいる地域以外の場所に出かけている、海外に住んでいるなどさまざまな状況を考慮した投票の仕組があります。

## 期日前投票制度

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが（これを投票当日投票所投票主義といいます）、期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる（つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組です。

### ●対象となる投票

選挙人名簿登録地の市区町村で行う投票が対象となります。

### ●投票対象者

選挙当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があり、投票に行けないと見込まれる方です。投票の際には、これら一定の事由のいずれかに自分が該当する旨の宣誓書を提出します。

### ●投票期間

選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。※

### ●投票場所

市役所などに設けられる期日前投票所です。各市区町村に1カ所以上設けられています。※

### ●投票時間

午前8時30分から午後8時までです。
但し、平成28年4月の改正により開始時刻の2時間以内の繰り上げまたは終了時刻の2時間以内の繰り下げができるようになりました。※

### ●投票手続

期日前投票は、選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続きは選挙期日の投票所における投票と同じです。

### ●選挙権認定の時期

選挙権の有無は、期日前投票を行う日現在に認定され、これにより選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れることができます。期日前投票を行った後に、他市区町村への移転、死亡等の事由が発生して選挙権を失ったとしても、有効な投票として取り扱われます。

※期日前投票所が複数設けられる場合、それぞれの期日前投票所の間で投票期間や投票時間が異なることがあります。




# 不在者投票制度

仕事や旅行などで、投票日当日に投票所に行けない方は期日前投票のほか不在者投票をすることができます。このうち選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。




選挙期日に選挙権を持つことになるけど、選挙期日前の投票を行おうとする日には、まだ選挙権を持っていない人（たとえば、選挙期日には18歳を迎えるが、選挙期日前は17歳の人など）は、期日前投票をすることができないけど、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会において不在投票をすることができるわ。

## ●不在者投票の手続

### （1）名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

**投票用紙の請求**

①不在者投票請求書・宣誓書に必要事項を記入し、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に直接または郵送等により提出（各市区町村の判断で、オンライン請求も可能）。
②請求は公示（告示）日前からできる。

↓

**名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会**

不在者投票請求書・宣誓書に記載されている送付先住所に投票用紙等を送付。

↓

**郵送されてきた投票用紙等を受け取り**

そのまま最寄りの選挙管理委員会に持参（封筒の中の不在者投票証明書は開封しない、投票用紙に予め記入しない）

↓

**最寄りの選挙管理委員会**

①不在者投票記載場所で投票用紙に記入
②投票用紙を内封筒に入れて封をする。
③その内封筒を外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に署名をする。
④不在者投票管理者に提出

### （2）指定病院等における不在者投票

手続は（1）とほぼ同じです。投票用紙などは、病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。

※「指定病院等」とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホーム等です。
※平成25年5月の法改正により指定病院等の不在者投票には、市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち会わせる等の不在者投票の公正な実施確保の努力義務が設けられました。

## (3)郵便等による不在者投票

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求します。交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に送付します。

### ■ 郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）または、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

**身体障害者手帳**

| 障害名 | 障害の程度 | | |
|---|---|---|---|
| | 1級 | 2級 | 3級 |
| 両下肢、体幹、移動機能の障害 | ○ | ○ | |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 | ○ | — | ○ |
| 免疫、肝臓の障害 | ○ | ○ | ○ |

**戦傷病者手帳**

| 障害名 | 障害の程度 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 特別項症 | 第1項症 | 第2項症 | 第3項症 |
| 両下肢、体幹の障害 | ○ | ○ | ○ | |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害 | ○ | ○ | ○ | ○ |

**介護保険の被保険者証**

| 要介護状態区分 |
|---|
| 要介護5 |

### ■ 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障害のある方（○印の該当者）は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

**身体障害者手帳**

| 障害名 | 障害の程度 |
|---|---|
| | 1級 |
| 上肢、視覚の障害 | ○ |

**戦傷病者手帳**

| 障害名 | 障害の程度 | | |
|---|---|---|---|
| | 特別項症 | 第1項症 | 第2項症 |
| 上肢、視覚の障害 | ○ | ○ | ○ |

※上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人の手続（上記参照）を行っていなければ、代理記載制度による郵便等投票を行うことはできません。






### (4)国外における不在者投票

法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち、総務大臣により「特定国外派遣組織」として指定された組織に属する選挙人が、国外において不在者投票管理者(当該組織の長)の管理の下で行う投票制度です。

### (5)洋上投票

一定の業務や航行区域を持ち、日本国外の区域を航海する船舶(指定船舶)に乗船する船員・実習生には、何通りかの不在者投票制度手続があります。このうち、船舶からファクシミリによって投票するのが「洋上投票」です。洋上投票には、ファクシミリ投票用紙の交付を受けるなど、事前の手続が必要です。また、洋上投票の対象は、衆議院議員総選挙および参議院議員通常選挙です。



※実習生が洋上投票を行う場合には地方運輸局等から交付される練習船実習生証明書を添付の上、居住する市区町村の選挙管理委員会に申請して選挙人登録証明書の交付を受けることが必要です。

### (6)南極投票

国の行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織に属する選挙人が、ファクシミリによって投票する制度です。南極投票の対象も、洋上投票と同様に衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙です。

## 在外選挙制度

仕事や留学などで海外に住んでいる方が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といいます。在外投票ができるのは、日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている方です。

在外選挙人名簿への登録には「出国時申請」と「在外公館申請」の2つの方法があります。

●出国時申請

最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている人が、当該市区町村から直接国外に転出する場合には、国外転出時に当該市区町村の選挙管理委員会に対して登録の申請(出国時申請)を行うことが、平成28年12月の改正によりできることとなりました。

●在外公館申請

現在の住まいを管轄する在外公館(大使館・領事館)の領事窓口で行います。実際に登録されるためには、その在外公館の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所を有していることが必要ですが、登録の申請については、3カ月経っていなくても行うことができます。

## ●在外選挙人名簿の登録の流れ

### （1）出国時申請

対象者は、満18歳以上の日本国民で、国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている者です。申請できる期間は転出届を提出した日から転出届に記載された転出予定日までの間です。

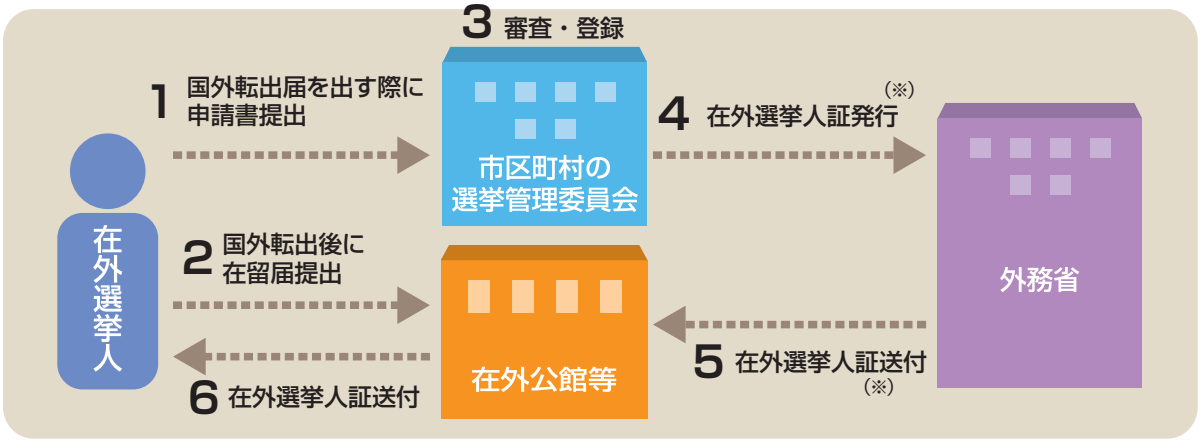


### （2）在外公館申請

対象者は、満18歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する者です。




※在外選挙人証の交付の迅速化の観点から、令和6年7月19日より、市区町村の選挙管理委員会から在外公館等に送付された在外選挙人証データを在外公館が印刷して交付する方法に変更となります。

## ●投票の方法

### （1）在外公館投票

在外選挙人が、在外公館等投票記載場所へ自ら出向いてその場で投票する方法です。投票記載場所を設置していない在外公館もありますので、投票記載場所の設置の有無については管轄の在外公館にお問い合わせください。投票できる期間・時間は、原則として、選挙の公示または告示の翌日から投票記載場所ごとに決められた日までの、午前9時30分から午後5時までです。

※投票できる期間・時間は、投票記載場所によって異なりますので、各在外公館にお問い合わせください。

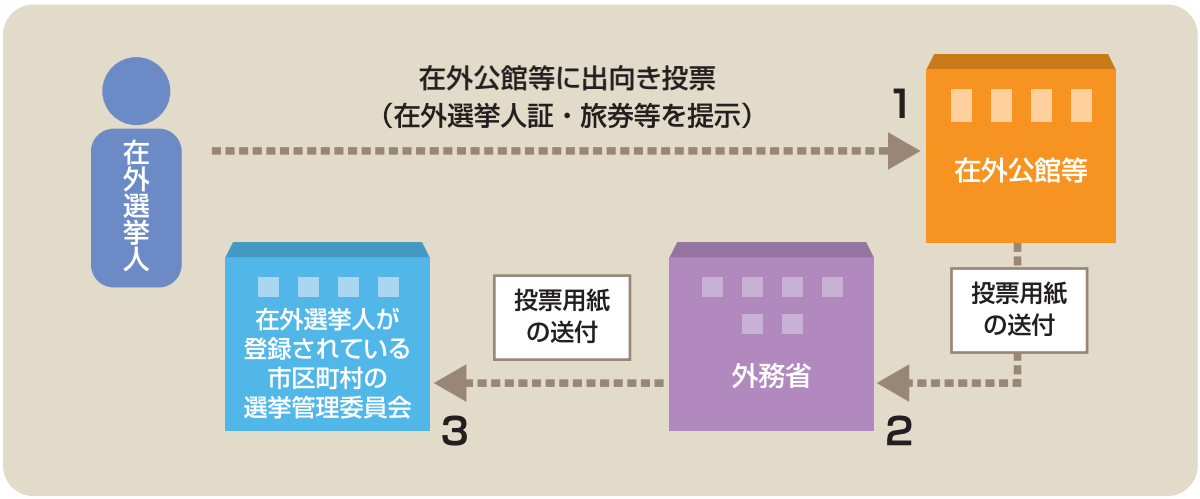


## （2）郵便等投票

郵便等投票は、在外選挙人が、あらかじめ登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙及び投票用封筒の交付を請求し、自宅等に送付された投票用紙等に現在する場所で記入して、登録地の市区町村の選挙管理委員会へ郵送するという手順で投票を行う方法です。

※住所や投票用紙の送付先に変更が生じた場合には、必ず住所を管轄する在外公館に在外選挙人証を添えて変更の届出を行ってください。

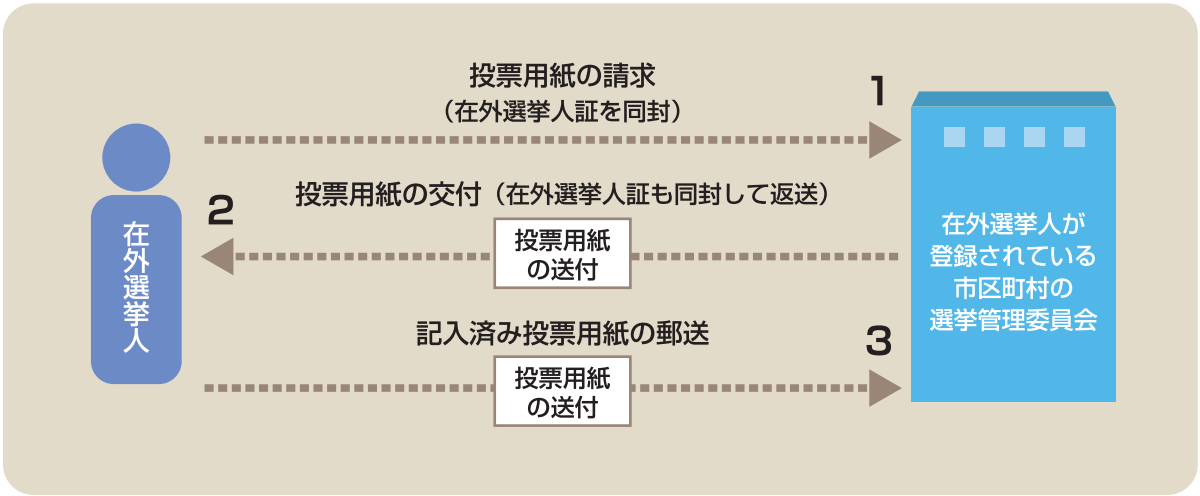


## （3）日本国内における投票

日本国内における投票は、在外選挙人が、選挙期間にちょうど一時帰国していた場合や帰国してまだ間がないため国内の選挙人名簿に登録されていないような場合に、国内の投票方法（選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票）を利用して投票する方法です。なお、いずれの投票方法についても、在外選挙人証の提示が必要です。

# 12 開票

## 開票に関わる人

開票所で開票を管理する責任を負うのは、「開票管理者」です。開票の公正を期すため「開票立会人」の制度があります。私たち選挙人も参観することができます。

**開票管理者**

**【選出方法】**
その選挙の選挙権を持つ有権者の中から、市区町村の選挙管理委員会が選任します。

**【具体的な職務】**
仮投票の受理不受理の決定、投票の点検、投票の効力の決定、開票結果の報告、開票録の作成、開票所の秩序維持など。

**開票立会人**

**【選出方法】**
その選挙の候補者や名簿届出政党等が各開票区の全部又は一部をその区域に含む市区町村の選挙人名簿の中から、本人の承諾を得てそれぞれ1人を定め、市区町村の選挙管理委員会に届け出ます。届け出が10人を超えたときは、くじで10人にします。

**【具体的な職務】**
開票手続の立ち合い、開票管理者が行う投票の効力の決定に際しての意見陳述など。

## 開票所の場所

開票所の場所は、市区町村の選挙管理委員会が定めて告示します。体育館や公会堂などが使用されます。




## 開票の日時

開票の開始日時は、市区町村の選挙管理委員会が定めて告示します。選挙結果は、有権者に少しでも早く知らせることが必要です。

## 開票の参観

その選挙の有権者は、開票を参観できます。ただし、開票管理者は、開票所の秩序を維持する責任がありますから、参観者の数や行為について必要な制限をすることができます。




## 開票の手続

投票が終了し投票所が閉鎖されると、各投票区の投票管理者から投票箱、その鍵、投票録などが開票管理者に届けられます。開票管理者は、開票所でこれらが間違いなく送致されたかを点検した後に受領し、開票開始時刻まで保管、以下の手順で開票が開始されます。

### 1 開票開始の宣言

開票開始時刻になると、開票管理者は、開票立会人が3人以上参会していることとすべての投票箱を受領していることを確認し、開票の開始を宣言して投票箱を開きます。

### 2 投票の受理・不受理の調査

仮投票（下の選挙ミニ知識参照）、不受理または拒否の決定を受けた不在者投票を調査し、その投票の受理・不受理を決定します。受理と決定した仮投票等は、封筒から取り出し一般の投票と混ぜ合わせます。

### 3 投票の点検

各投票箱の投票を一緒に混ぜ合わせた上で、それぞれの投票の効力（有効・無効）を決定し、各候補者（または政党等）別に得票を計算します。ここで、正確を期すために、開票事務に従事する者2人にそれぞれ同じ候補者等の得票数を計算させます。

### 4 得票数の確認、開票録の作成等

投票の点検が終わると、開票管理者は、①各候補者（または政党等）の得票数を確認し、②開票録を作り、③開票結果を選挙長に報告し、④投票を梱包して、開票立会人とともに封印して市区町村の選挙管理委員会に送付します。

選挙ミニ知識⑥

### 「本人確認と仮投票」

投票管理者は、投票が行われる際に、選挙人が本人であるかどうかを確認できない場合や、選挙権を持っていないと認めたときは、投票を拒否します。この拒否に対して、その選挙人が不服を申し立てた場合や、拒否または拒否しないことに投票立会人が異議のある時などには、投票管理者は、選挙人に仮に投票を行わせます。これを、「仮投票」といいます。仮投票では、選挙人に通常の投票用紙に記載させたうえで仮投票用封筒に封印して、投票箱に入れます。代理投票の場合にも、代理投票を申し出て断られた選挙人に不服がある時や、代理投票を認めたことに対して投票立会人に異議がある場合は、代理記載によって仮投票を行います。複雑ですが、どちらも選挙の公平と公正を期すための大切な制度です。

## 投票の効力

「投票の効力」とは、その投票が有効か無効かということです。その決定は、開票立会人の意見を聴いた後、開票管理者が行いますが、投票が、「無効となる場合」に該当せず、かつ選挙人の意思が明白であれば、その投票は有効としなければなりません。無効となるのは、以下のような場合です。

**投票が無効となる場合①**

### 衆議院小選挙区および参議院選挙区選挙、地方公共団体の長や議会議員の選挙

- 所定の投票用紙を使用していないもの。投票用紙を取り違えたもの（例えば衆議院選挙の際に、小選挙区選挙と比例代表選挙の投票用紙を取り違えてしまうと無効になります）。
- 立候補していない者、立候補を禁止されている者、被選挙権のない候補者、資格のない政党等が届け出た候補者など、適格な候補者でない者の氏名を書いた投票。
- 2人以上の候補者の氏名を書いた投票。
- 候補者の氏名のほか、他事を記載した投票（候補者の職業、身分、住所、敬称の類は、ここでの他事には当たりません）。
- 自書していない投票（代理投票は自書ではありませんが有効です）。
- どの候補者の氏名を書いたのか確認できない投票。
- 単なる雑事、記号等を記載した投票。
- 白紙、つまり記載がない投票。

注）これらは「自書式投票」の場合です。「記号式投票」では大筋は同じですが、ここでは省略します。






**投票が無効となる場合 ②**

### 衆議院比例代表選挙で政党名で投票する場合

①と同じです。ただし、これらの選挙では、政党等の名称か略称を書いて投票するので、①の候補者に関する部分は「政党等」と、候補者の氏名に関する部分は「政党等の名称または略称」に読み替えてください。

**投票が無効となる場合 ③**

### 参議院比例代表選挙で投票する場合

- 候補者の氏名と、他の政党等[※1]の名称・略称を記載した投票。
- 候補者の氏名を記載して投票した場合については、基本的に左ページの①と同じです。[※2]
- 政党等の名称または略称を記載して投票した場合については、基本的に上の②と同じです。[※2]

※1　「他の政党等」とは、その候補者名が載っている候補者名簿を提出した政党以外の政党等のことです。
※2　他事を記載した投票について、特定枠名簿登録者の順位を記載した場合も、ここでの他事にはあたりません。

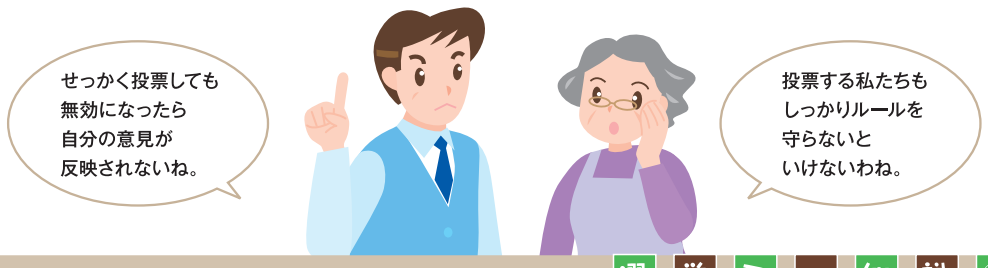


選挙ミニ知識⑦

## 「小数点以下の得票があるのはなぜ？」

たとえば、鈴木一郎と鈴木二郎という候補者がいた場合、「鈴木」とだけ書いた投票は、どちらの候補者を書いたのかわかりませんから、前頁の基準に照らすと無効になるはずです。しかし、公職選挙法では、例外的にこのような投票を有効としています。いま仮に、その開票区において、鈴木一郎の有効投票である票数と、鈴木二郎のそれとの比率が7対3であったとすれば、この「鈴木」とだけ書いた投票は0.7票を鈴木一郎の、0.3票を鈴木二郎の得票とします。これを「投票の按分」といいます。按分は、候補者に対する投票では、同一の氏名、姓、または名の候補者が複数ある場合に起こります。政党等に対する投票でも、同一の名称または略称がある場合に起こります。投票はきちんと書くように心がけたいものですね。

# 13 当選人の決定

## 選挙会の開催から当選証書の付与まで

開票が終わると、選挙長※1は、選挙立会人※2の参加を得て選挙会を開き、各開票管理者からの報告を点検して、各候補者・政党等の得票を計算し、これによって当選人が決まります。選挙長は結果を、その選挙を管理する選挙管理委員会（衆議院・参議院の比例代表選挙では中央選挙管理会）に報告し、委員会は当選人を告示し、当選証書を付与します。

※1「選挙長」：その選挙の有権者の中から、その選挙を管理する選挙管理委員会が選任します。
※2「選挙立会人」：選任方法は開票立会人と同じです。ただし、届出先は選挙長です。

## 比例代表選挙以外の選挙での当選人の決定

得票の多い順に当選人になります。ただし、「法定得票数※」以上の得票がなければなりません。得票が同数の場合は、選挙会で選挙長がくじで順番を決めます。

※有効投票の総数をその選挙でその選挙区から出すべき当選人の数で割って得た数の、さらに6分の1（地方公共団体の選挙では4分の1）です。

## 衆議院比例代表選挙の当選人の決定

（1）選挙区（ブロック）ごとに政党等の得票数に比例して、政党等の当選人の数が決まります。
（2）政党等が届け出た候補者名簿には、各候補者の「当選人となるべき順位」が記載されているので、その順に当選人が決まります。
（3）上記の順位を「同順位」と定められている候補者（P19 選挙ミニ知識参照）の間の順位は、「惜敗率※」の高い順になります。

※小選挙区選挙での最高得票者の得票に対するその候補者の得票の割合。

## 参議院比例代表選挙の当選人の決定

（1）各政党等の総得票数※1に比例して政党等ごとの当選人の数が決まります。
（2）特定枠※2の候補者があるときは、特定枠に記載されている候補者を上位とし、名簿記載の順位の通りに当選人となります。その他の名簿登載者についてはその得票数の多い順に当選人が決まります（得票数が同じ者の間の順位を決める必要があるときは、選挙長が選挙会でくじを行います）。

※1 総得票数とは、ある政党等の比例代表候補者の得票数とその政党等の得票数の合計です。
※2 特定枠を設けるかどうか、また設けた場合、何人とするかは、各政党等が自由に決めることができます。
特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党等への投票とみなされます。




衆議院、参議院の比例代表選挙で各政党等への当選人の配分は、ドント式といわれる次の方式で決められます。

■定数6人の場合

| 名簿届出政党党名 | | A党 | B党 | C党 |
|---|---|---|---|---|
| 名簿登載者数 | | 4人 | 3人 | 2人 |
| 得票数(または総得票数) | | 1,000票 | 700票 | 300票 |
| 除数 | 1 | ① 1,000 | ② 700 | ⑥ 300 |
| | 2 | ③ 500 | ④ 350 | 150 |
| | 3 | ⑤ 333と1/3 | 233と1/3 | |
| | 4 | 250 | | |
| 当選人数 | | 3人 | 2人 | 1人 |

A党、B党、C党が候補者名簿を提出し、それぞれ４人、３人、２人の候補者が登載されていたとします。

(１)まず各政党の得票数を１，２，３・・・・と、名簿登載者数までの整数で割っていきます。
(２)得られた商(割った答え)が表のように出てきます。その大きい数値から順に数えて選挙すべき議員の数(この場合は６)までを選びます。この選ばれた商がいくつあるかがその政党に配分される当選人の数になります。



# 14 選挙違反とその罰則

選挙違反を犯した場合には、犯罪として裁かれるだけでなく、連座制によるペナルティが科せられることもあります。選挙運動に関わる者はもちろん、投票する有権者もなにが違反にあたるかよく知った上で、選挙が正しく行われているかどうか見極める必要があります。






選挙違反は、「犯罪」として処罰の対象となっています。
候補者や選挙事務所関係者だけでなく、有権者にも適用されます。

## 選挙違反の主なケース

**買収罪**

金銭、物品、供応接待などによる票の獲得や誘導。金銭などを実際に渡さなくても、約束するだけでも違反となります。また、買収に応じたり、買収を促したりした場合も処罰されます。

**利害誘導罪**

特定のあるいは限られた範囲の有権者や選挙運動者に対し、その者またはその者と関係のある団体（寺社、会社、学校、組合、市町村等）に対する寄附などの特殊の直接利害関係を利用して投票を誘導した場合に成立します。また、利害誘導に応じたり、利益誘導を促した場合も処罰されます。

**選挙妨害罪**

有権者や候補者などへの暴行や威迫、集会や演説の妨害、文書図画の毀棄、候補者の職業や経歴などに関する虚偽事項の公表、偽名による通信なども処罰されます。

**投票に関する罪**

詐偽の方法で選挙人名簿に登録させること、投票所での本人確認の際に虚偽の宣言をすること、有権者でないのに投票すること、投票を偽造しまたは増減すること、投票所または開票所などで正当な理由なく、有権者が投票するのに指示したり勧誘したりして投票に干渉したり、または投票内容を知ろうとすることなども処罰されます。

（選挙運動に関する制限をはじめ、選挙にはたくさんのルールがありますが、その多くには罰則がついていて、違反すると処罰されることになります。）



# 選挙違反とその罰則

選挙違反を犯すと、罰金・禁錮・懲役などの刑罰が科せられます。
それに加え、当選無効や選挙権の停止などの処置もとられます。

## 当選無効

当選した候補者自身がその選挙の選挙違反で有罪になったときは、いくつかの例外的な場合を除き、当選は無効となります。

## 連座制

連座制とは、選挙運動の総括主宰者や候補者の親族など連座制の対象となる者が買収等の一定の選挙違反を犯して刑に処せられた場合、たとえ候補者自身はその選挙違反にかかわっていなくても、その責任を問う制度です。

**連座制が適用された候補者は・・・**

### ■当選が無効に

衆議院選挙の重複立候補の場合、比例代表選挙での当選も無効となります。

### ■立候補を制限

5年間、同じ選挙で同一の選挙区からは立候補できなくなります。

**連座制の対象者**

- ●選挙運動の総括主宰者
- ●出納責任者
- ●選挙運動の地域主宰者
- ●候補者または立候補予定者の秘書
- ●候補者または立候補予定者の親族（父母、配偶者、子、兄弟姉妹）
- ●組織的選挙運動管理者等

（組織によって行われる選挙運動で、その計画立案や調整、指揮監督などの運動の管理を行う者）

※ただし、対象者の選挙違反がおとりや寝返りであった場合には立候補制限が科せられず、また、衆議院選挙の重複立候補者の場合、比例代表選挙の当選は無効となりません。
※組織的選挙運動管理者等については、選挙違反がおとりや寝返りであった場合、選挙違反を行わないよう候補者・立候補予定者が相当の注意を怠らなかった場合は連座制は適用されません。




## 選挙権・被選挙権の停止

選挙犯罪で刑罰（一定の場合を除く）を科せられた者は、一定の期間、選挙権・被選挙権が停止され、停止期間中は投票することも立候補することもできなくなります。

### 罰金刑の停止期間

| | |
|---|---|
| ●罰金刑に処せられた場合 | 裁判が確定した日から5年間 |
| ●罰金刑に処せられ、執行猶予を受けた場合 | 執行猶予を受けている間 |

### 禁錮刑以上の停止期間

| | |
|---|---|
| ●刑に処せられた場合 | 裁判が確定した日から刑の執行が終わるまでの間およびその後5年間 |
| ●刑の執行の免除（時効を除く）を受けた場合 | 免除を受けるまでの間およびその後5年間 |
| ●刑の執行猶予を受けた場合 | 執行猶予を受けている間 |
| ●大赦、特赦または時効によって刑の執行を受けることがなくなった場合 | 執行を受けることがなくなるまでの期間 |



ワンポイントガイド

停止期間のところの「5年」というのは、たとえば、買収罪をくり返すなど、累犯の場合は10年となることもあるの。また、判決によって停止期間が短縮されたり、不停止になることもあるわ。

# 15 選挙に関する争訟

選挙の手続や当選人の決定等に対して不服がある場合、異議を訴えるために、争訟という手段が用意されています。

## 争訟の種類

### 選挙争訟

選挙の手続に瑕疵（欠陥）があり、これがなければ選挙の結果が変わったはずだと主張して、選挙の有効無効を争うもの。

▶ 主張が認められれば、選挙の全部または一部が無効となり、再選挙が行われます。

### 当選争訟

選挙が有効に行われたことを前提に、当選人の決定が間違っていると主張してこれを争うもの。

▶ 主張が認められても原則として再選挙はなく、更正手続により当選人を決定。

### その他の争訟

「選挙人名簿（在外選挙人名簿）の登録に関する争訟」、「連座制の適用の有無を巡る争訟」などがあります。






## 争訟の手続

選挙に関する争訟は、地方公共団体の議会や長の選挙と国会議員の選挙では手続が異なります。

### 市区町村選挙の場合（選挙争訟、当選争訟とも）

1 不服がある選挙人・候補者
→（選挙争訟は選挙日から、当選争訟は当選人の告示日から１４日以内）
2 市区町村選挙管理委員会へ異議の申し出
→
3 決定
→（「不服がある場合」決定書交付または要旨の告示日から２１日以内）
4 都道府県選挙管理委員会へ審査申し立て
→
5 裁決
→（「不服がある場合」裁決書交付または要旨の告示日から３０日以内）
6 高等裁判所へ提訴

### 都道府県選挙の場合（選挙争訟、当選争訟とも）

1 不服がある選挙人・候補者
→（選挙争訟は選挙日から、当選争訟は当選人の告示日から１４日以内）
2 都道府県選挙管理委員会へ異議の申し出
→
3 決定
→（「不服がある場合」裁決書交付または要旨の告示日から３０日以内）
4 高等裁判所へ提訴

### 国会議員選挙の場合

**選挙争訟**

1 異議のある当該選挙の選挙人・候補者
→（選挙日から３０日以内）
2 高等裁判所へ提訴

**当選争訟**

1 当選しなかった候補者で不服がある者
→（当選人決定告示日から３０日以内）
2 高等裁判所へ提訴

※提訴は、いずれの場合も都道府県選挙管理委員会を被告として、その所在地を管轄する高等裁判所で行います（参議院合同選挙区選挙については参議院合同選挙区選挙管理委員会が被告）。ただし、衆議院・参議院の比例代表選挙については、被告は中央選挙管理会となり、東京高等裁判所への提訴となります。

※国会議員選挙の当選争訟を行えるのは、落選した候補者（衆議院の小選挙区選挙については候補者届出政党を、衆議院・参議院の比例代表選挙については衆議院・参議院の名簿届出政党等を含む。）に限られます。

※ここでいう「市区町村」の「区」は東京23区を指します。

# 16 寄附の禁止

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

## 三ない運動



政治家は有権者に寄附を **贈らない**

有権者は政治家に寄附を **求めない**

政治家から有権者への寄附は **受け取らない**

「贈らない、求めない、受け取らない」という「三ない運動」を行っています。

## 政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

### 禁止されている寄附（例）

- ✕ 病気見舞い
- ✕ 祭りへの寄附や差入れ
- ✕ 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ
- ✕ 結婚祝、香典
  （政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。）
- ✕ 葬式の花輪、供花
- ✕ 落成式、開店祝の花輪
- ✕ 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ
- ✕ 入学祝、卒業祝
- ✕ お中元、お歳暮

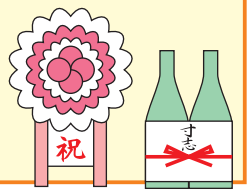


【参考】（公職の候補者等の寄附の禁止）公職選挙法第199条の2　公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗（きょう）応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第199条の5第4項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。




## 後援団体からの寄附禁止

政治家の後援団体（後援会など）が行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。「後援団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄附」は例外とされていますが、この場合も、花輪、供花、香典、祝儀などや選挙前一定期間にされるものは禁止されています。

## 政治家の関係会社などからの寄附禁止

政治家が役職員・構成員である会社や団体が、政治家の名前を表示して行う寄附や、政治家の名前などを冠した会社・団体がその選挙に関して行う寄附も、政治家の寄附同様に禁止されています。

## その他の寄附制限

政治家への寄附についても、国や地方公共団体と請負などの関係にある者の寄附の制限、政治資金規正法による制限などがあります。




選挙ミニ知識⑧

### 「時候のあいさつ」にも制限があります。

政治家が選挙区内の人に年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ（電報も含む）を出すのは、「答礼のための自筆によるもの」以外は禁止されています。また、政治家や後援団体が選挙区内の人にあいさつする目的で、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどで有料広告（いわゆる名刺広告など）を出すと処罰されます。このような広告を出すように求めることも禁止されています。

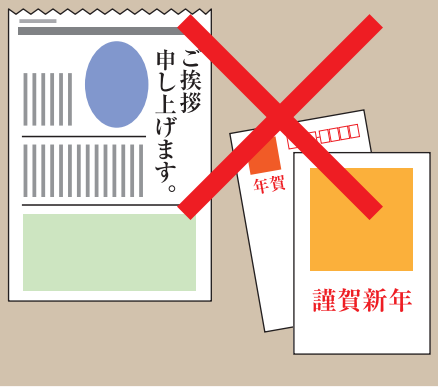

# 17 憲法改正国民投票

## 憲法改正国民投票の仕組み

### （1）日本国憲法の改正手続に関する法律

日本国憲法第96条では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の３分の２以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています。この憲法改正のための国民投票の具体的な手続を定めたものが「日本国憲法の改正手続に関する法律」です。

### （2）国民投票の投票権

満18歳以上の日本国民が投票権を有します。

### （3）国民投票の流れ

**国会**

**憲法改正原案の発議**

衆議院議員 100 名以上の賛成
参議院議員　50 名以上の賛成

↓

**衆参両議院にて憲法改正原案 可決**

**憲法審査会※での審査**
両議院憲法審査会の合同審査も可能です。
※憲法改正原案等を審査する常設機関

**本会議での可決**
衆議院および参議院本会議にて総議員の3 分の2 以上の賛成で可決。

**先議の議院**
原案の提出を受け、憲法審査会での審査・本会議における可決を経て、後議の議院へ送付します。

↓

**後議の議院**
憲法審査会での審査を経て、本会議にて可決。

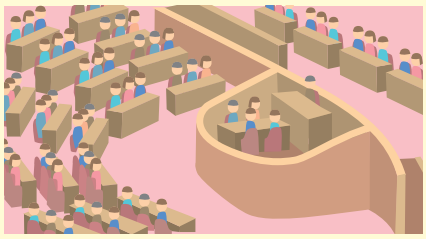

↓

**憲法改正の発議**

国民に憲法改正案の提案がされる。
※内容において関連する事項ごとに区分して発議されます。

↓

**国民投票期日の決定**

憲法改正の発議後60 日から 180 日以内
※具体的な期日は，国会にて議決されます。

↓






## 広報周知・国民投票運動

### 広報周知

**国民投票広報協議会の設置**

**各議院の議員から委員を10人ずつ選任**

憲法改正案の内容や賛成意見および反対意見などを掲載した国民投票公報の原稿や、投票記載所に掲示する憲法改正案要旨を作成するほか、テレビやラジオ，新聞などで憲法改正案等の広報を行います。

**総務大臣、中央選挙管理会、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会**

国民投票の方法や国民投票運動の規制、そのほか国民投票の手続に関して必要な事項を国民に周知します。

### 国民投票運動

憲法改正案に対し、賛成または反対の投票をするよう、またはしないよう勧誘することを「国民投票運動」といいます。国民投票においては、投票が公正に行われるための必要最小限の規制が定められています。また、国民投票運動は、表現の自由等と密接に関連するため、国民投票運動に関する規制や罰則の適用は、これらの自由を不当に侵害することがないよう留意することとされています。

## 投票

### 投　票



**投票方法**

投票は、憲法改正案ごとに一人一票となります。投票用紙に記載された賛成または反対の文字を○の記号で囲み、投票所の投票箱に投函します。

また、投票に当たっては、期日前投票（投票期日前14日に当たる日から）や不在者投票、在外投票などが認められています。

## 開票

### 国民投票の効果

憲法改正が国民に承認されるのは賛成投票の数が投票総数※の

**２分の１**を超えた場合

### 憲法改正の公布の手続

内閣総理大臣は，
直ちに憲法改正の公布のための手続をとります。



**投票結果は、官報で告示されます。**

※賛成投票数と反対投票数の合計数

## ■衆議院議員総選挙・年代別投票率の推移（中選挙区・小選挙区）

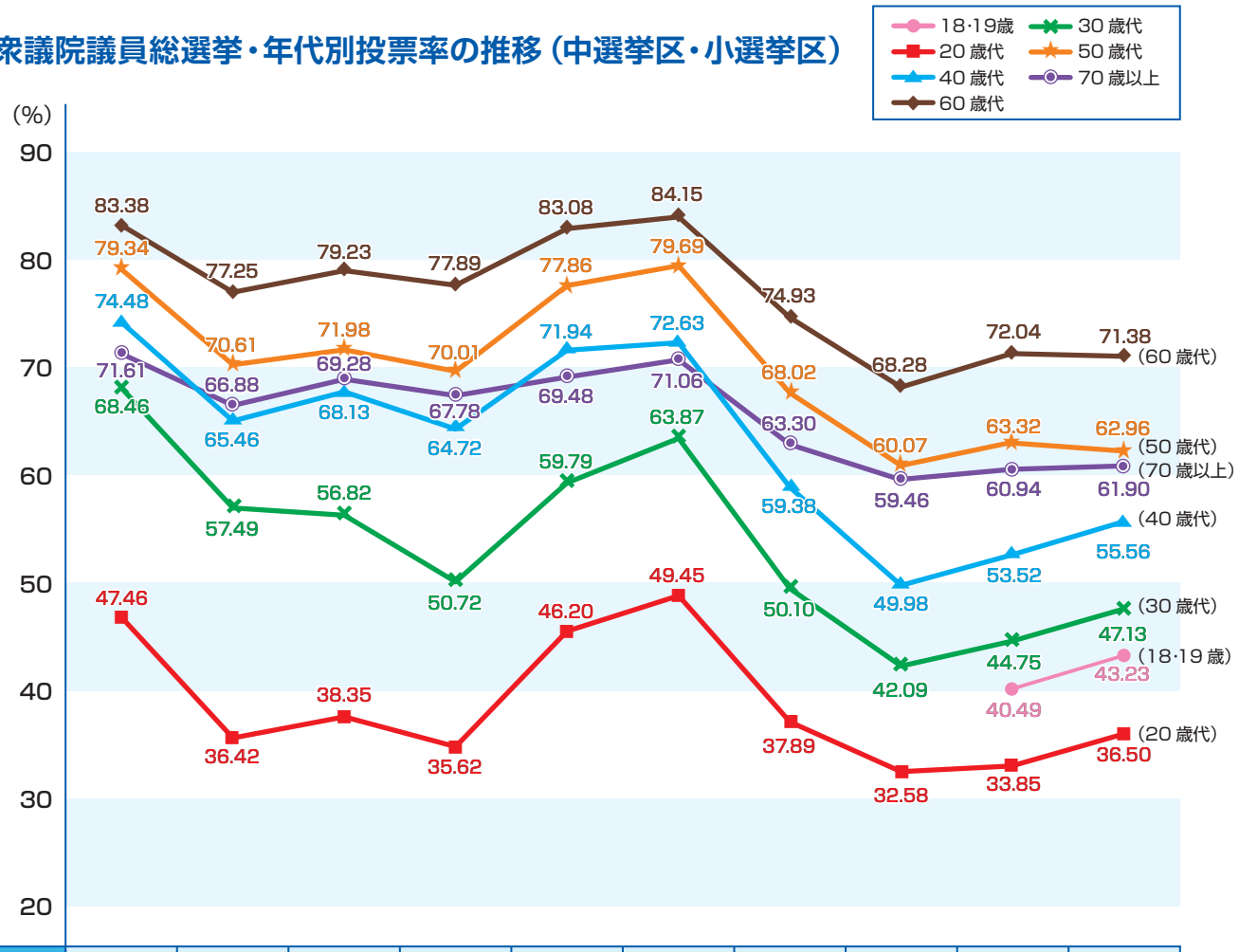


| 回数 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 選挙期日 | 平成5年7月18日 | 平成8年10月20日 | 平成12年6月25日 | 平成15年11月9日 | 平成17年9月11日 | 平成21年8月30日 | 平成24年12月16日 | 平成26年12月14日 | 平成29年10月22日 | 令和3年10月31日 |
| 投票率 | 67.26 | 59.65 | 62.49 | 59.86 | 67.51 | 69.28 | 59.32 | 52.66 | 53.68 | 55.93 |
| 争点 | 政治改革　佐川急便事件　選挙制度　政界再編 | 消費税　財政再建　政治改革　行政改革　景気 | 景気　雇用　福祉　年金　消費税引き上げ | 北朝鮮・イラク問題　高速道路　憲法改正　年金　景気　雇用　地方分権 | 郵政民営化 | マニフェスト　政権交代 | 景気対策　年金　医療・介護　震災からの復興 | 経済政策（いわゆるアベノミクス）　消費税引き上げ | 消費税引き上げ分の使途 | 新型コロナウイルス対策　経済政策 |

※年代別投票率は、全国の投票区から回ごとに144～188投票区を抽出し、調査したものです。
※第48回の18・19歳の投票率は、全数調査による数値です。

## ■参議院議員通常選挙・年代別投票率の推移（選挙区）

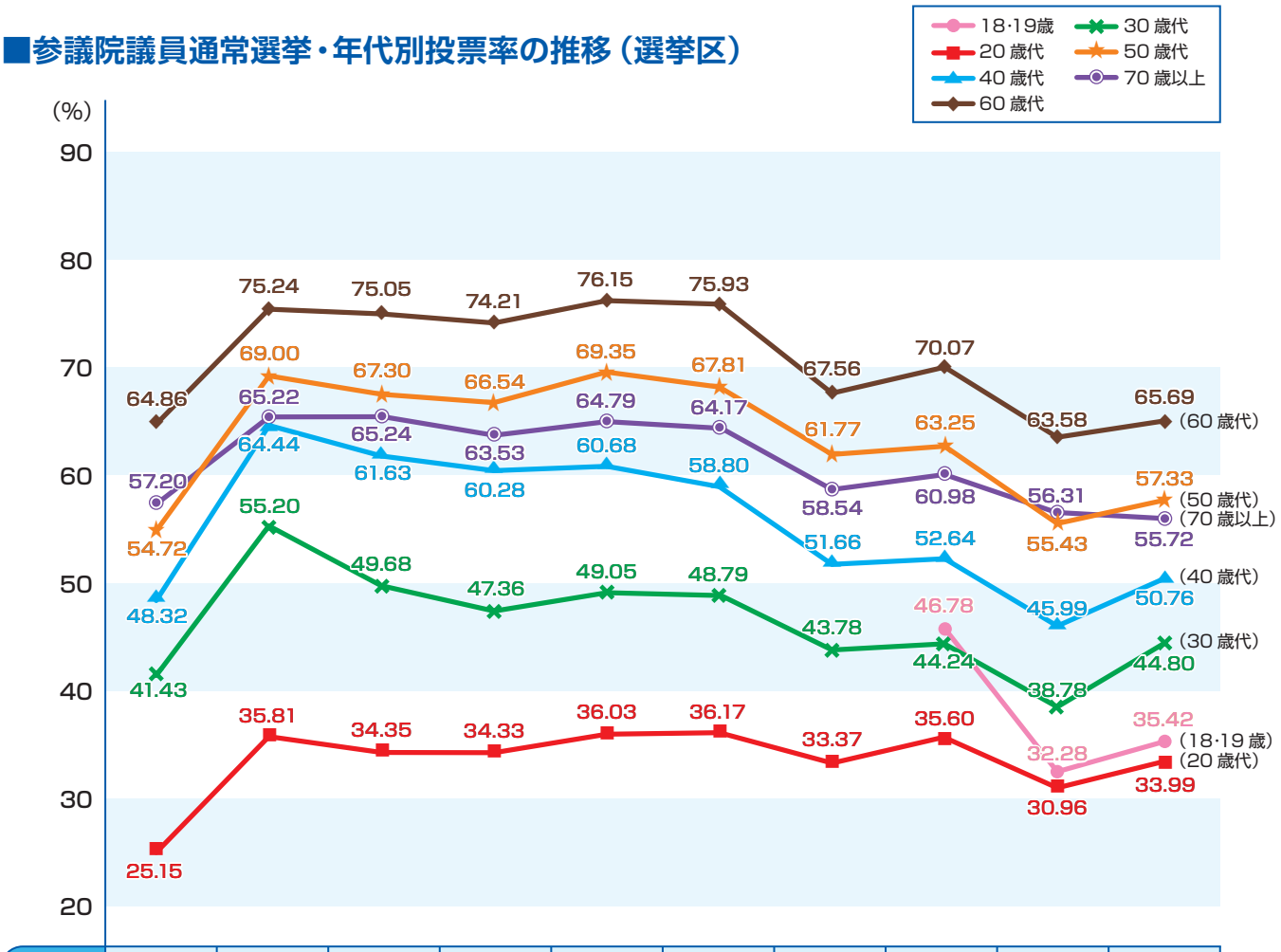


| 回数 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 選挙期日 | 平成7年7月23日 | 平成10年7月12日 | 平成13年7月29日 | 平成16年7月11日 | 平成19年7月29日 | 平成22年7月11日 | 平成25年7月21日 | 平成28年7月10日 | 令和元年7月21日 | 令和4年7月10日 |
| 投票率 | 44.52 | 58.84 | 56.44 | 56.57 | 58.64 | 57.92 | 52.61 | 54.70 | 48.80 | 52.05 |
| 争点 | 景気　福祉　税金 | 景気　福祉　恒久減税問題　金融不安　不況対策 | 景気　福祉　介護　構造改革 | 景気・雇用対策　北朝鮮問題　自衛隊のイラク多国籍軍参加　年金制度改革 | 政治とカネ　年金問題 | 景気　雇用　年金　介護　消費税引き上げ | 景気　年金　医療・介護　憲法改正　衆参のねじれ解消 | 経済政策（いわゆるアベノミクス）　憲法改正　安全法制への評価 | 年金　消費税引き上げ　憲法改正 | 物価高、急速な円安・ウクライナ情勢を受けた防衛のあり方 |

※年代別投票率は、全国の投票区から回ごとに142～188投票区を抽出し、調査したものです。　※第24回の18・19歳の投票率は、全数調査による数値です。
※衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の争点は新聞等のマスコミ報道によるものです。

## 1 「第49回衆議院議員総選挙全国意識調査 - 調査結果の概要 -」より

### ①「令和3年10月の衆院選について、あなたはどれくらい関心がありましたか」

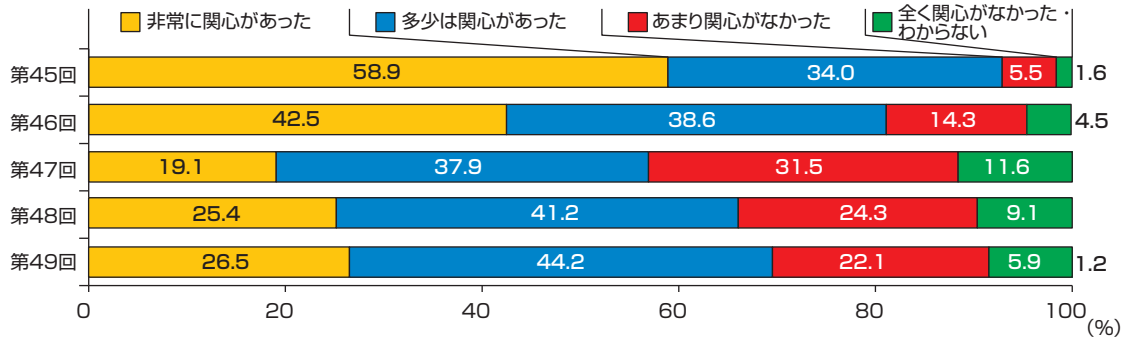


### ②「あなたはふだん、国や地方の政治についてどの程度関心を持っていますか」

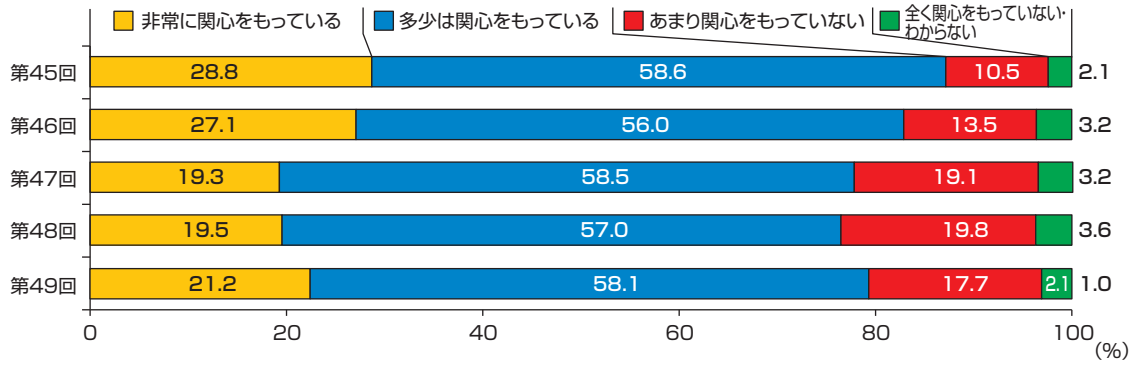


### ③年代別棄権理由

(%)

| | 18～29歳 | 30、40代 | 50、60代 | 70歳以上 |
|---|---|---|---|---|
| 仕事があったから | 37.8 | 24.8 | 14.9 | 3.1 |
| 重要な用事（仕事を除く）があったから | 22.2 | 9.1 | 8.9 | 3.1 |
| 体調がすぐれなかったから | 2.2 | 9.1 | 15.8 | 42.2 |
| 投票所が遠かったから | 8.9 | 2.5 | 1.0 | 7.8 |
| 今住んでいる所に選挙権がないから | 8.9 | 0.0 | 1.0 | 0.0 |
| 選挙にあまり関心がなかったから | 46.7 | 31.4 | 30.7 | 15.6 |
| 解散の理由に納得がいかなかったから | 0.0 | 2.5 | 7.9 | 3.1 |
| 政党の政策や候補者の人物像など、違いがよくわからなかったから | 20.0 | 21.5 | 22.8 | 10.9 |
| 適当な候補者も政党もなかったから | 17.8 | 28.9 | 21.8 | 21.9 |
| 支持する政党の候補者がいなかったから | 13.3 | 9.1 | 8.9 | 6.3 |
| 私一人が投票してもしなくても同じだから | 17.8 | 17.4 | 15.8 | 6.3 |
| 政治のことがわからない者は投票しない方がいいと思ったから | 15.6 | 8.3 | 6.9 | 4.7 |
| 選挙によって政治はよくならないと思ったから | 15.6 | 14.9 | 14.9 | 12.5 |
| マスコミの事前予測を見て、投票に行く気がなくなったから | 2.2 | 5.0 | 3.0 | 6.3 |
| 天候が悪かったから | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 3.1 |
| その他 | 4.4 | 13.2 | 11.9 | 18.8 |
| わからない | 0.0 | 0.8 | 0.0 | 0.0 |




④「あなたは小選挙区選挙で、政党の方を重くみて投票しましたか、それとも候補者個人を重くみて投票しましたか」

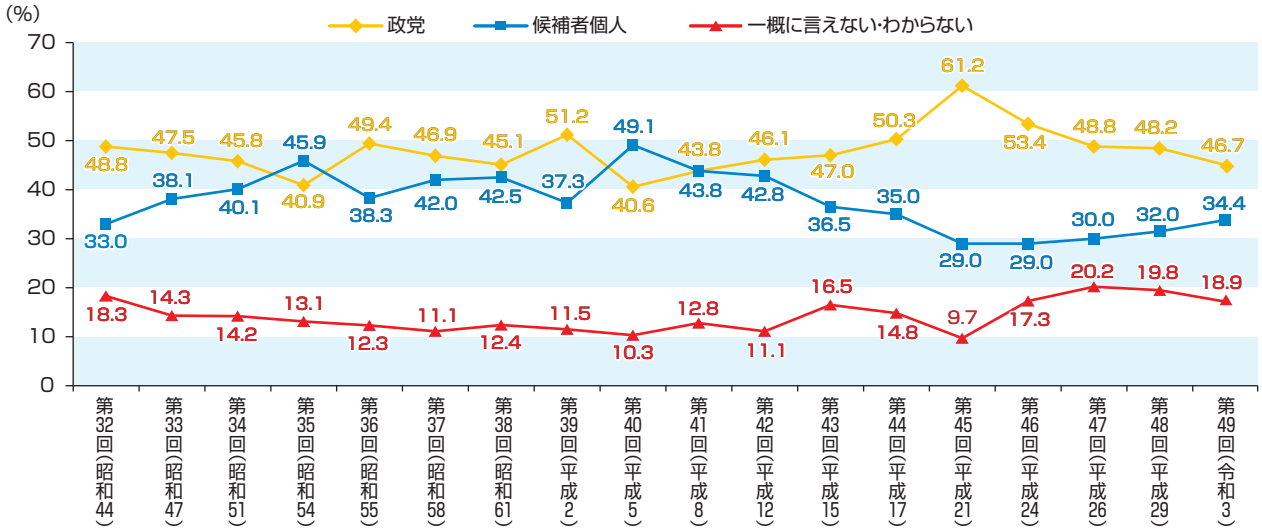


## 2 「第25回参議院議員通常選挙における若年層の意識調査」より

**①親との投票体験の有無×投票行動**

**親と投票に行った経験のある人とない人に分けて、参院選での投票行動を見てみると、「ついていったことがある」人は「ついていったことはない」人より「投票に行った」と回答した割合が20ポイント以上高かった。**

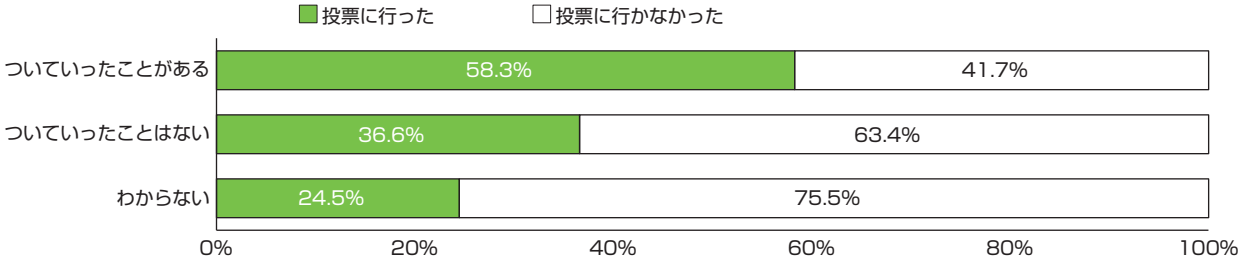


**②住民票を移しているか。**

**実家を離れて暮らす調査対象者に住民票を移しているか、尋ね、さらに学生と社会人等のグループに分けて集計したところ、住民票を移している学生の割合は3割程度であった。**

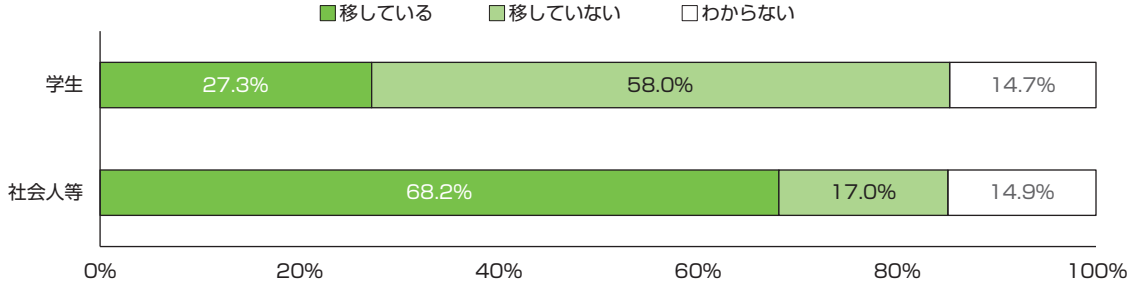

## 明るい選挙推進運動について

- 「明るい選挙」とは、有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公明かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のことです。そして、これを進めるための行政と民間が一体となった運動を「明るい選挙推進運動」といいます。

  明るい選挙推進運動は、①選挙違反のないきれいな選挙を行うこと、②有権者がこぞって投票に参加すること、③有権者が普段から政治と選挙に関心をもち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る眼を養うこと（政治意識の向上）を目的とした運動です。

- 明るい選挙推進運動の発端は戦後の選挙違反の増大でした。その数は減ってきていますが、皆無になったわけではありませんし、政治家の寄附禁止に関する事件は今日でも後を絶たない状況です。

  一方、近年は投票率の低下が大きく、運動の重点はこちらに移ってきています。特に、若い世代の投票率の低さには憂うべきものがあります。若い世代に政治や選挙に対して関心をもってもらうこと、投票率を向上させることは焦眉の課題です。

- 平成23年には、50年以上続いてきたこの運動の現状と課題を明らかにし、時代に即した常時啓発事業のあり方を研究・検討するために「常時啓発事業のあり方等研究会」が総務省に設置されました。その最終報告書では、「今や社会的知識の欠如や政治的無関心では通用しない社会になっている。政治を決めるのは最終的には有権者の資質である。数多くの課題に対処し、適切な選択を行うためには、高い資質を持った主権者、すなわち、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく新しい主権者像が求められている」とし、「これからの運動は、あらゆる世代において自立した主権者をつくることを目指し、新たなステージ「主権者教育」に向かわなければならない」と提言しています。

  この提言を受け、全国各地で、明るい選挙推進協議会の委員や推進員の方々が、様々な活動に取り組んでいます。

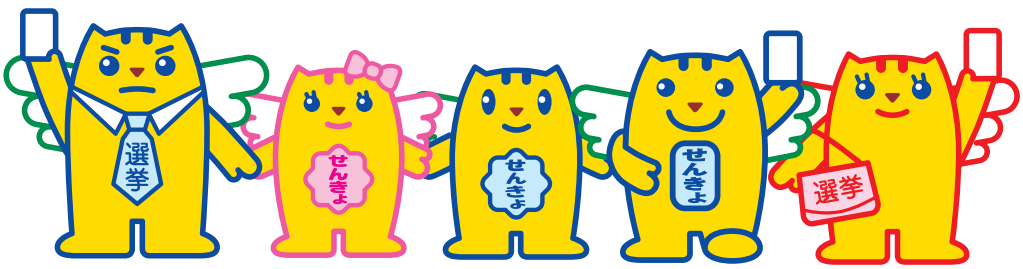


公益財団法人 明るい選挙推進協会